

第3期高浜市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月策定
令和8年2月変更
高 浜 市

目 次

第1章 計画の趣旨.....	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 本市の子どもや子育て家庭をとりまく状況.....	5
1. 子どもをとりまく環境	5
2. 子ども数の将来推計	12
3. 子育て家庭の実態や意識・子どもの意見等.....	14
4. 第2期計画の評価	35
5. 本市の子育て支援に関する現状・課題と今後の方向性.....	47
第3章 計画の基本的な考え方.....	49
1. 第3期計画の基本理念	49
2. 第3期計画の基本方向	50
第4章 子ども・子育て支援事業の推進.....	51
1. 教育・保育提供区域の設定.....	51
2. 量の見込みの設定	51
3. 教育・保育の見込みと提供体制.....	52
4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制.....	57
第5章 子育て施策の展開.....	76
1. 妊娠期からの切れ目ない支援体制の確立.....	76
2. 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進	78
3. 教育・保育サービス等の円滑な利用及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の推進.....	80
4. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援.....	82
5. 子どもの貧困対策の推進（高浜市子どもの貧困対策推進計画）.....	84
6. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり	86
第6章 計画の推進にあたって.....	87
1. 計画の推進体制	87
2. 計画の進捗管理	87
3. 子ども等の意見の反映	87
資料編.....	89
1. 高浜市子ども・子育て会議条例.....	89
2. 高浜市子ども・子育て会議委員名簿	91
3. 計画の策定経過.....	92
4. たかはま子ども市民憲章（平成15年11月1日制定）.....	93

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の背景

これまで我が国では、少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、ならびに子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りとした、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討、また平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法※」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取り組みが展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、幼児期の教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められています。

このような状況のなか、高浜市（以下「本市」という。）においては、「たかはま子育て・子育て応援計画（次世代育成支援対策地域行動計画）（平成17年度～平成26年度）」における子ども・子育て支援施策にフォーカスした「高浜市子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、認定こども園の設立や地域型保育所の整備等を実施し、令和4年度に待機児童解消を実現するとともに、子ども・子育ての総合相談窓口である「こども家庭センター」を令和6年度に創設するなど、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるよう、さまざまな子育て・子育て支援を推進してきました。

計画を推進するなかで、本市においても少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大に加え、外国籍の人口の増化や、子どもの貧困問題の顕在化など、子ども・子育てをとりまく環境は大きく変化を遂げています。

令和5年度に実施した「子育てに関するアンケート調査」の結果では、子育て家庭の母親のフルタイム就労率が5年前に比べて上昇しており、就労意欲も高くなっていることがうかがえます。また、その一方で、経済的支援を必要とする子ども・子育て世帯の現状も明らかになりました。

こうした本市の実情を踏まえて策定する「第3期高浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、令和6年度に計画期間が満了となる「第2期高浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）の後継計画として位置づくものです。

※「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をさす。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容を定めた計画です。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

子ども・子育て支援法 第61条第1項	市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
-----------------------	---

また、本計画は子ども・子育て支援法第72条の規定に基づき設置する、高浜市子ども・子育て会議の意見等を聴いて策定されるものであり、本会議において実施状況を調査・審議し、必要に応じて見直しを図るものとします。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

子ども・子育て支援法 第72条第1項	市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
-----------------------	--

加えて、最上位計画である「高浜市総合計画」の実現をめざした、子育て分野における具体的計画であるとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の第10条第2項に定める「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」も含めた計画として、他の関連計画も含めて整合を図りながら施策を推進していきます。

■こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項	市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
-------------------------------------	--

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、目標年度を令和11年度と定めます。

ただし、子ども・子育てをとりまく社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中においても計画の見直しを行います。



4. 計画の策定体制

(1) 高浜市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。

そのため、地域の関係団体や事業者、行政関係機関、保護者等の委員で構成する「高浜市子ども・子育て会議」を設置し、市の子育て支援における課題や方向性を検討し、地域の実情にあった子育て支援施策が展開できるよう議論を重ねています。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、高浜市内に居住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯に対してアンケート調査を実施しました。

また、こども基本法第11条の規定に基づき、子ども等の意見を反映するため、第7次高浜市総合計画の実施状況を検証するための市民意識調査の実施と併せて、児童・生徒の意識や行動に関するアンケートを市内の小学校6年生及び中学校3年生に実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さまから意見をうかがうため、パブリックコメント（意見公募）を令和６年１２月２０日から令和７年１月１０日に実施しました。

第2章

本市の子どもや子育て家庭をとりまく状況

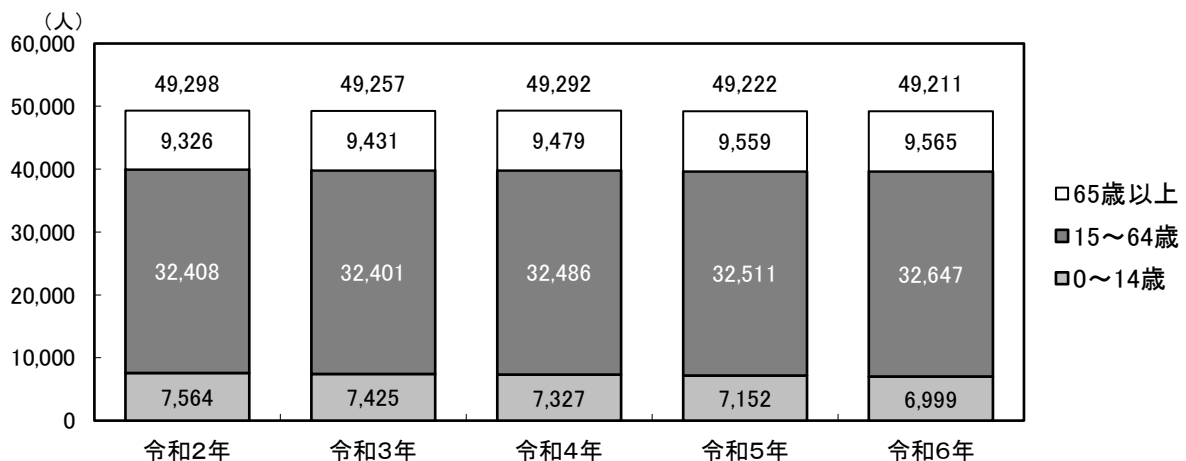
1. 子どもをとりまく環境

(1) 人口の推移

本市の人口は、おおむね横ばいで推移しており、令和6年では49,211人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、「0～14歳」は減少傾向であるのに対して、「15～64歳」ならびに「65歳以上」については、おおむね増加傾向にあります。

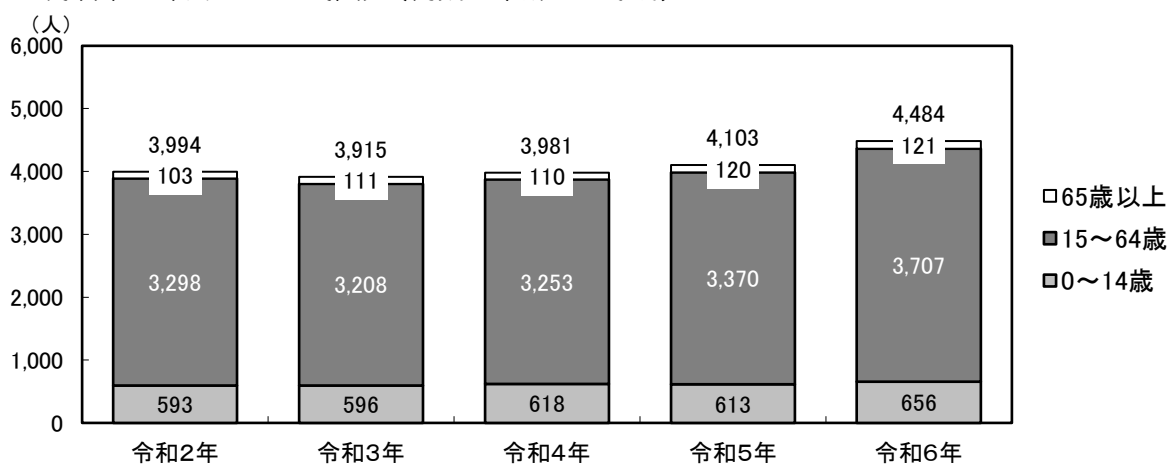
また、外国人人口についてみると、令和3年以降、増加傾向で推移しており、令和6年における外国人の人口割合は9.11%となっています。

■高浜市の人口の推移（総数・年齢3区分別）



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

■高浜市の外国人人口の推移（総数・年齢3区分別）



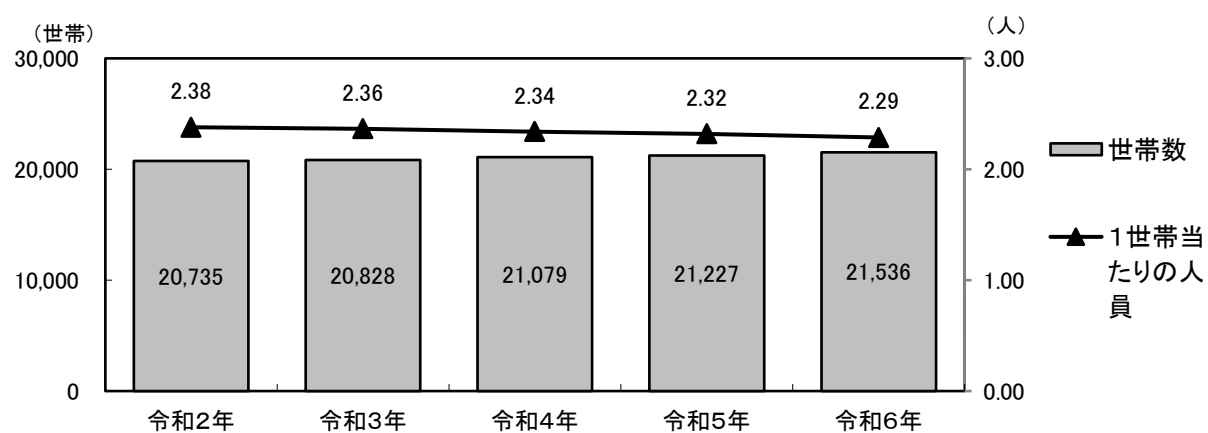
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

（２）世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向で推移しており、令和６年では 21,536 世帯となっています。

世帯数が増加する一方で、１世帯当たりの人員は減少傾向にあり、令和６年では 2.29 人と、令和２年から 0.09 人の減少となっています。

■世帯数・平均世帯人員の推移

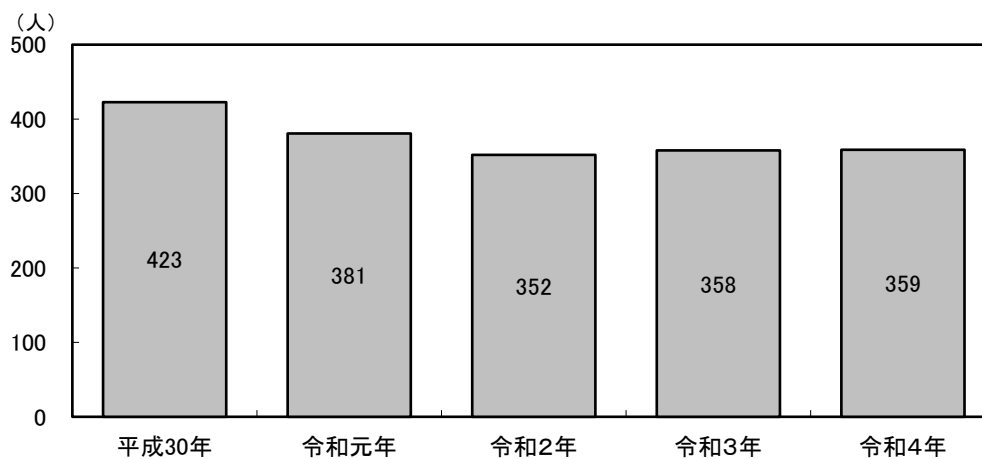


資料：住民基本台帳人口（各年４月１日時点）

(3) 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成30年から令和2年までは減少傾向で推移してきましたが、以降については、わずかながら増加傾向で推移しており、令和4年では359人となっています。

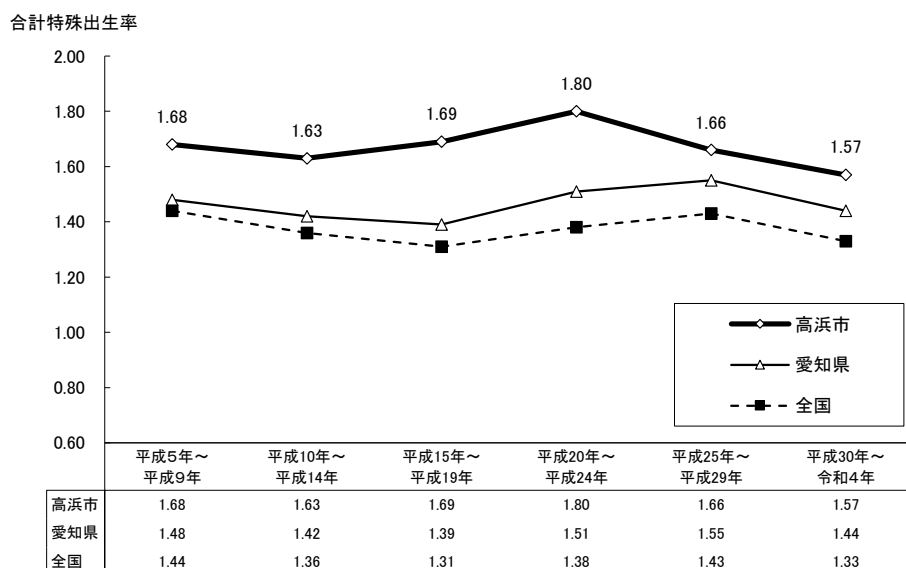
■出生数の推移



資料：愛知県衛生年報

合計特殊出生率について5年単位での推移をみると、平成10年～平成14年の1.63から、平成20年～平成24年の1.80へと増加傾向で推移していましたが、以降は減少傾向にあります。愛知県または全国より高い水準で推移しています。

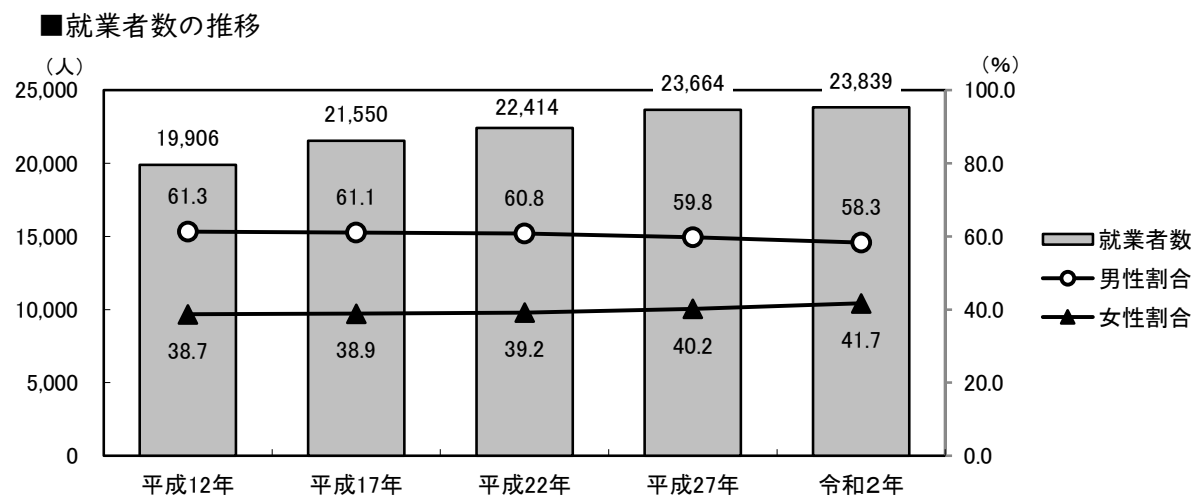
■合計特殊出生率の推移（愛知県、全国）



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

（４）就業者数の推移

本市の就業者数は増加傾向にあり、令和２年では 23,839 人となっています。就業者数に占める男女比は、令和２年では男性が 58.3%、女性が 41.7%となっており、平成 12 年以降、女性の占める割合は増加傾向にあります。

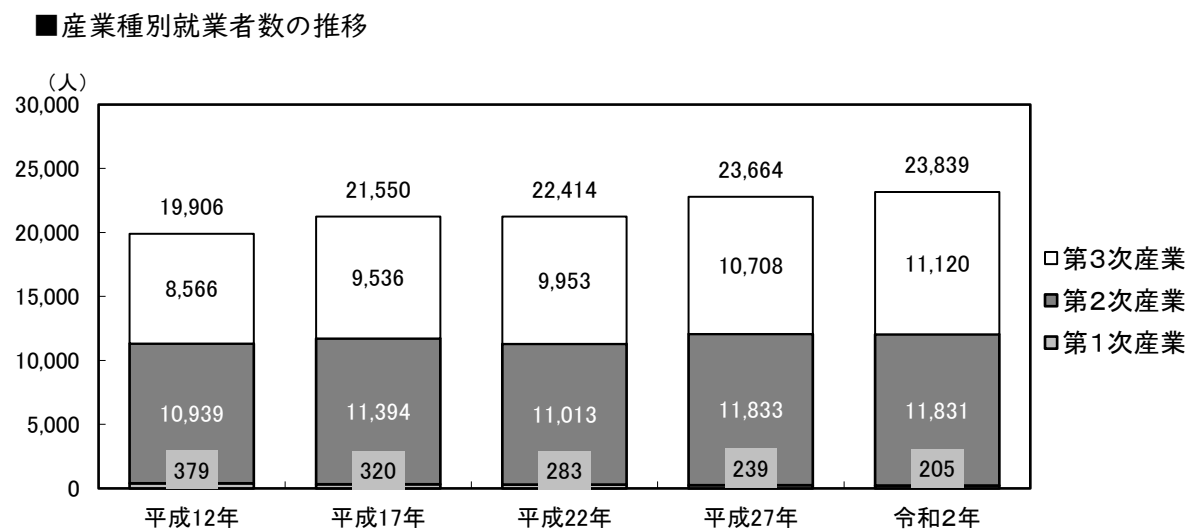


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

（５）産業種別就業者数の推移

産業種別の就業者数をみると、令和２年では第２次産業が 11,831 人で最も多く、次いで第３次産業が 11,120 人、第１次産業が 205 人となっています。

また、平成 12 年から令和 2 年までの推移については、第１次産業は減少傾向、第２次産業はおおむね横ばい傾向、第３次産業は増加傾向にあります。



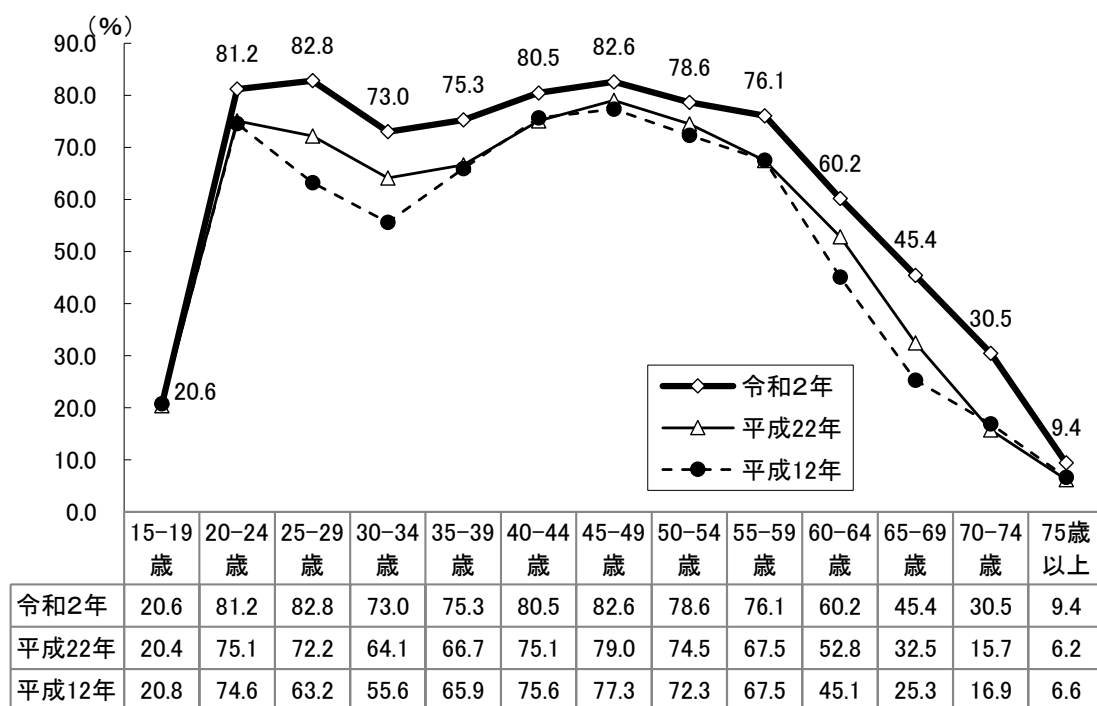
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

※総数には分類不能の数値を含むため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

(6) 女性の就業状況

令和2年における本市の女性の年齢別の労働力率をみると、結婚や出産期に当たる年代である、30-34歳、35-39歳までの労働力率の落ち込み（M字カーブ）を示していますが、20年前（平成12年）に比べてM字カーブを示す谷の部分が緩やかになっており、徐々にM字カーブが改善されていることがうかがえます。

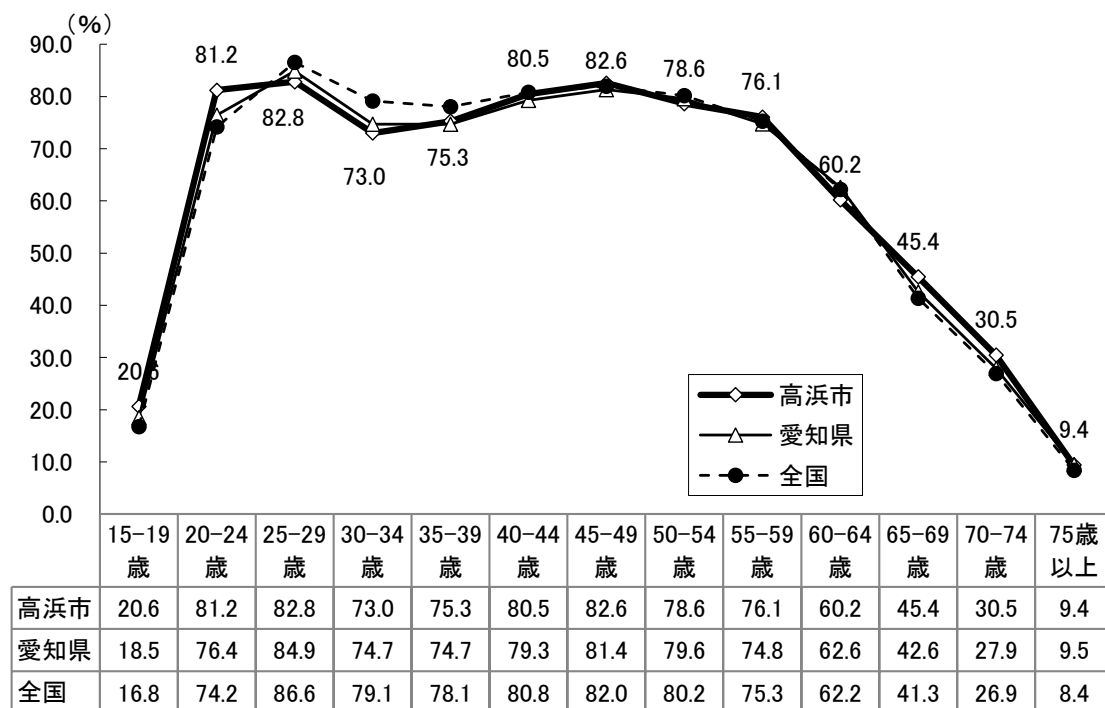
■女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

女性の労働力率を愛知県や全国と比較すると、M字カーブの谷の部分については、おおむね県と同等の水準となっていますが、全国に比べて低くなっています。一方で、20-24 歳については高い水準となっています。

■女性の年齢別労働力率の比較（愛知県、全国）

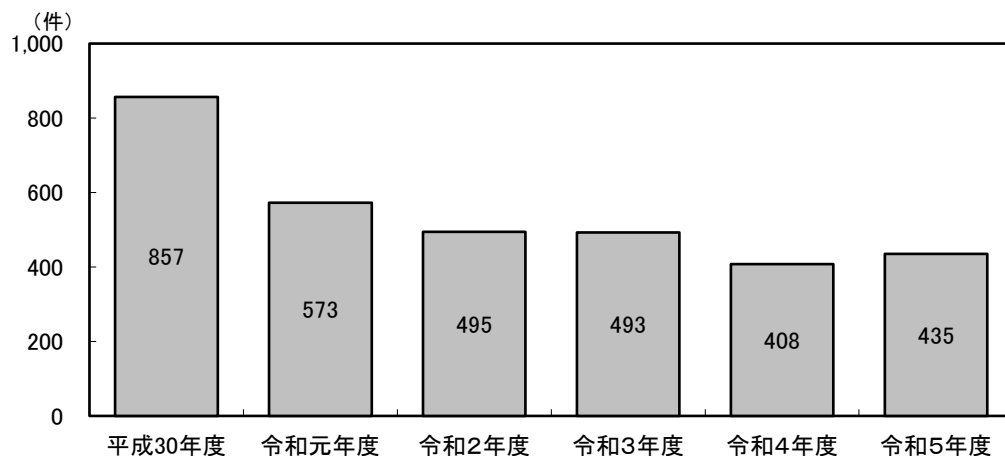


資料：令和 2 年国勢調査

（７）社会的支援が特に必要な子どもや子育て家庭の状況

本市における家庭児童相談件数については、おおむね減少傾向で推移していますが、令和 5 年度ではわずかに増加しており、435 件となっています。

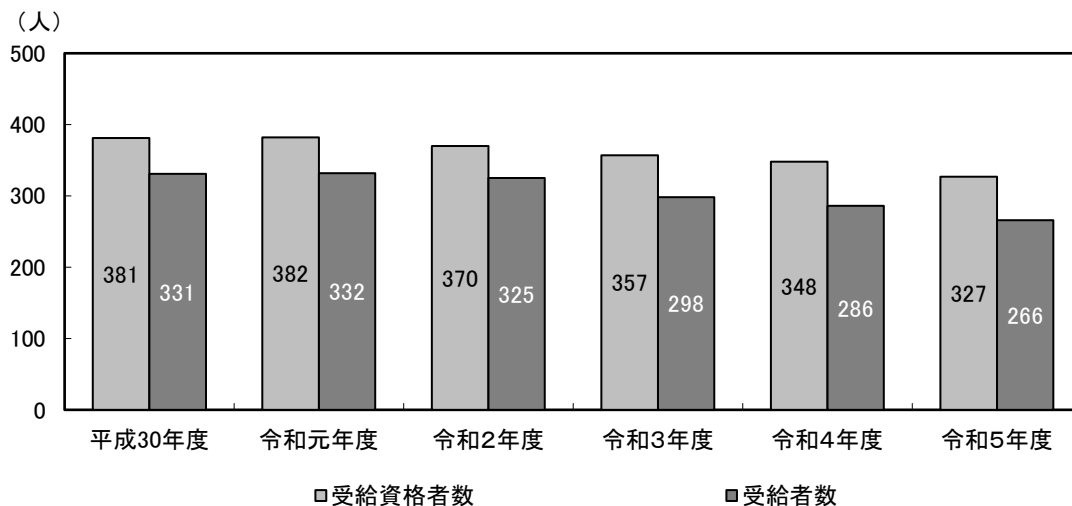
■家庭児童相談件数の推移



資料：高浜市データ（各年度 3 月 31 日時点）

本市の児童扶養手当受給資格者数及び受給者数については、ともに減少傾向で推移しています。

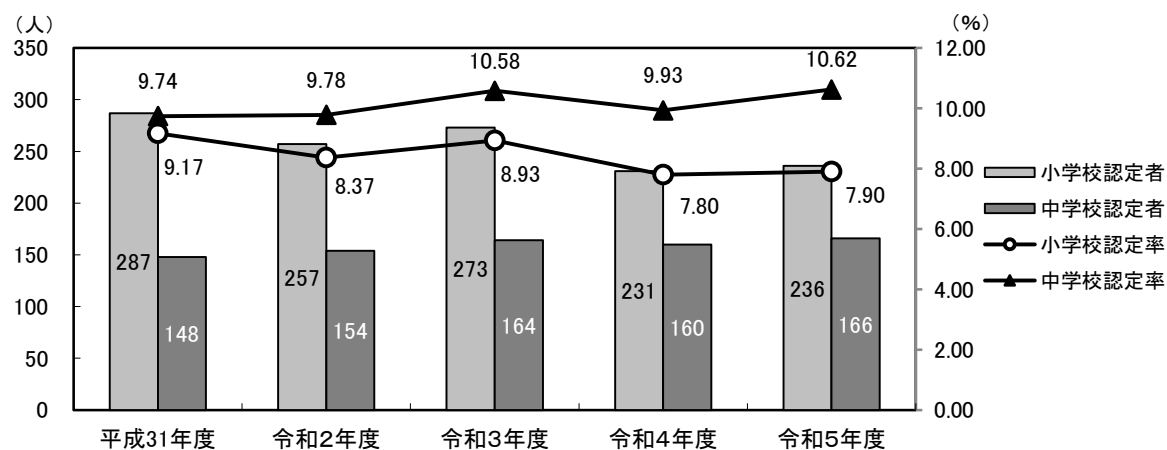
■児童扶養手当受給資格者数及び受給者数の推移



資料：高浜市データ（各年度3月31日時点）

本市の就学援助認定者及び認定率をみると、小学校は減少傾向、中学校は増加傾向で推移しています。小学校、中学校いずれも全体の1割程度の認定者がいることがうかがえます。

■就学援助認定者及び認定率の推移（小学校、中学校）



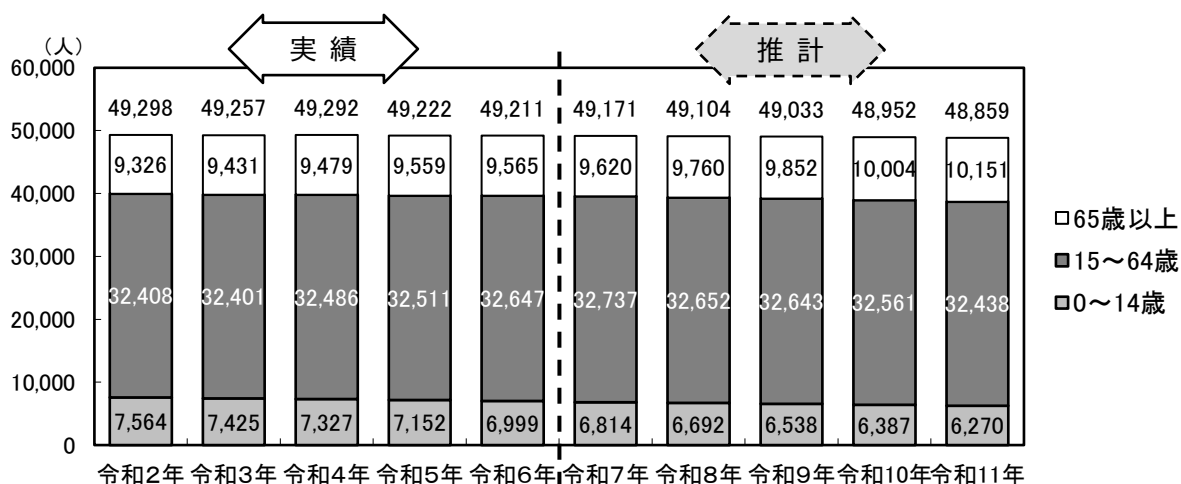
資料：高浜市データ（各年度3月31日時点）

2. 子ども数の将来推計

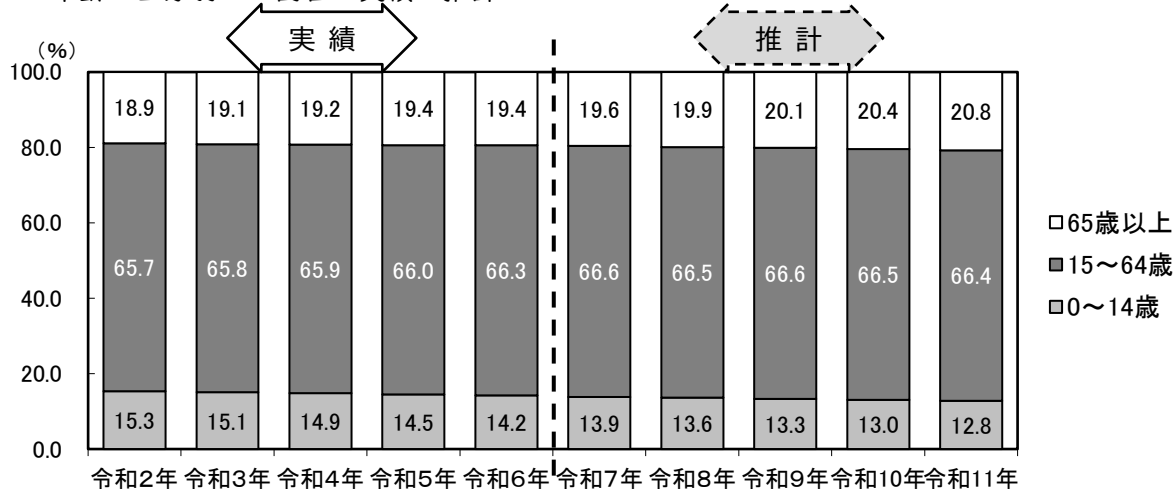
子ども数の将来推計にあたっては、人口推計を行う際に一般的に用いられる手法である「コーホート要因法※」を用いて人口推計を行いました。

本市の人口は、令和2年から令和6年まではおおむね横ばいで推移していますが、今後は少子化を背景に、わずかながら減少傾向で推移するものと予測されます。本計画の最終年度である令和11年には48,859人になることが見込まれ、これは令和6年の総人口の99.2%である一方、0～14歳の人口は700人以上減少する予測です。

■総人口の実績と将来推計（年齢3区分別人口）



■年齢3区分別人口割合の実績と推計



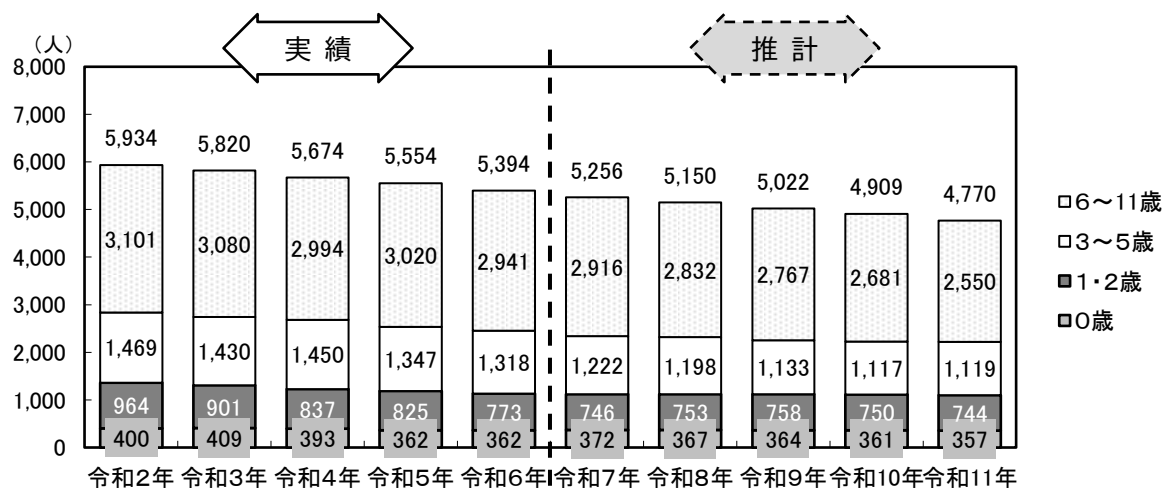
資料：【実績】住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

※出生、死亡、移動等の人口変動要因に基づき、コーホート毎に将来人口を推計する方法。

■子ども数の実績及び計画期間内における将来推計

(人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	400	409	393	362	362	372	367	364	361	357
1歳	498	394	434	398	373	370	380	375	372	369
2歳	466	507	403	427	400	376	373	383	378	375
3歳	493	462	492	399	434	395	372	369	379	374
4歳	480	497	459	489	395	433	394	371	368	378
5歳	496	471	499	459	489	394	432	393	370	367
6歳	471	498	480	501	448	490	395	433	394	371
7歳	508	476	496	485	500	449	491	396	434	395
8歳	529	510	478	501	482	502	450	493	397	435
9歳	497	530	514	481	503	484	504	452	495	398
10歳	569	497	529	518	485	504	485	506	453	496
11歳	527	569	497	534	523	487	507	487	508	455
計	5,934	5,820	5,674	5,554	5,394	5,256	5,150	5,022	4,909	4,770



資料：【実績】住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

3. 子育て家庭の実態や意識・子どもの意見等

(1) 子育て家庭の実態や意識

本計画の策定にあたって、就学前児童（0～5歳）を持つ保護者に対して、教育・保育・子育て支援に関する状況や希望などを把握するとともに、計画策定に向けた基礎資料を得ることを目的として、「高浜市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

なお、調査の実施にあたっては、日本語以外の外国語（ポルトガル語、ベトナム語）による調査票も配布し、幅広く意見を把握することに努めました。

■調査対象及び調査方法

調査地域	高浜市全域
調査対象者	高浜市在住の就学前児童保護者（全数調査）
調査期間	令和6年1月26日（金）～2月8日（木）
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式または電子回答

■回収結果

就学前児童	
配布数（件）	2,805
有効回収数（件）	1,026
有効回収率（％）	36.6

<回収結果の内訳>

就学前児童	全体	日本語	ポルトガル語	ベトナム語
配布数（件）	2,805	2,592	87	126
有効回収数（件）	1,026	989	17	20
有効回収率（％）	36.6	38.2	19.5	15.9

■回答結果の見方

- ・回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

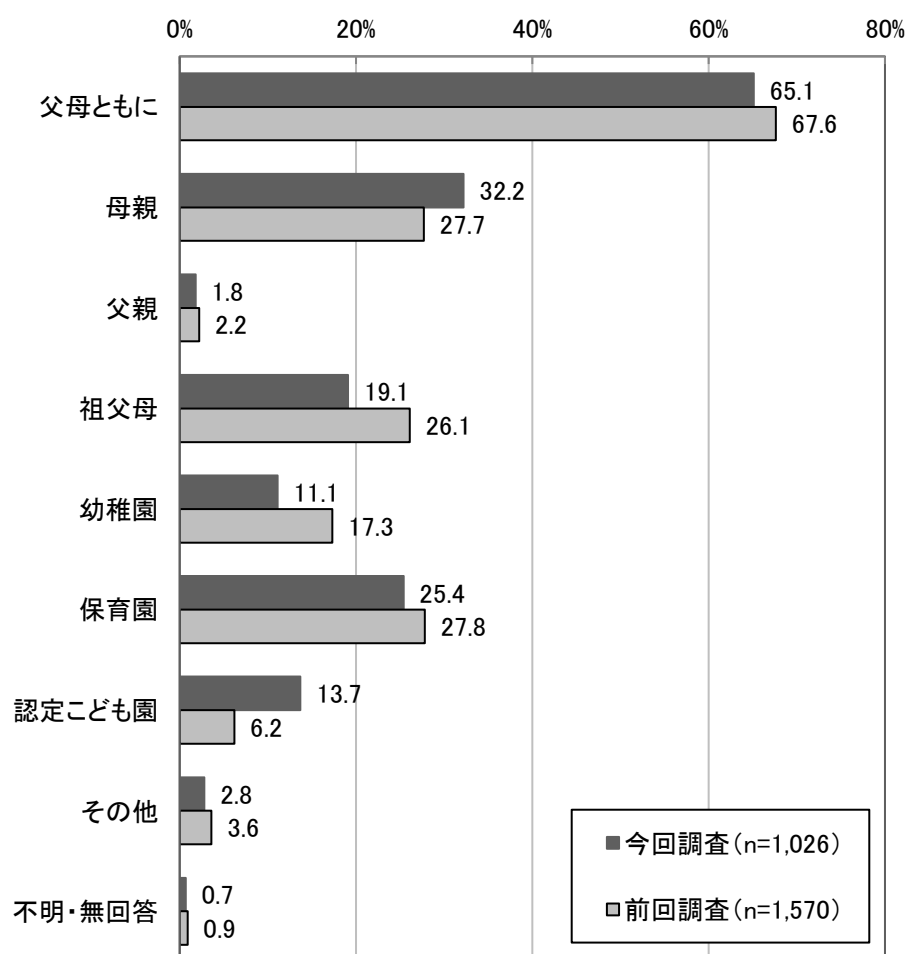
① 子育ての担い手について

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」が最も高く、65.1%となっています。次いで「母親」「保育園」となっており、それぞれ32.2%、25.4%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」は7.5ポイント増加している一方で、「祖父母」と「幼稚園」についてはそれぞれ7.0ポイント、6.2ポイント減少しています。

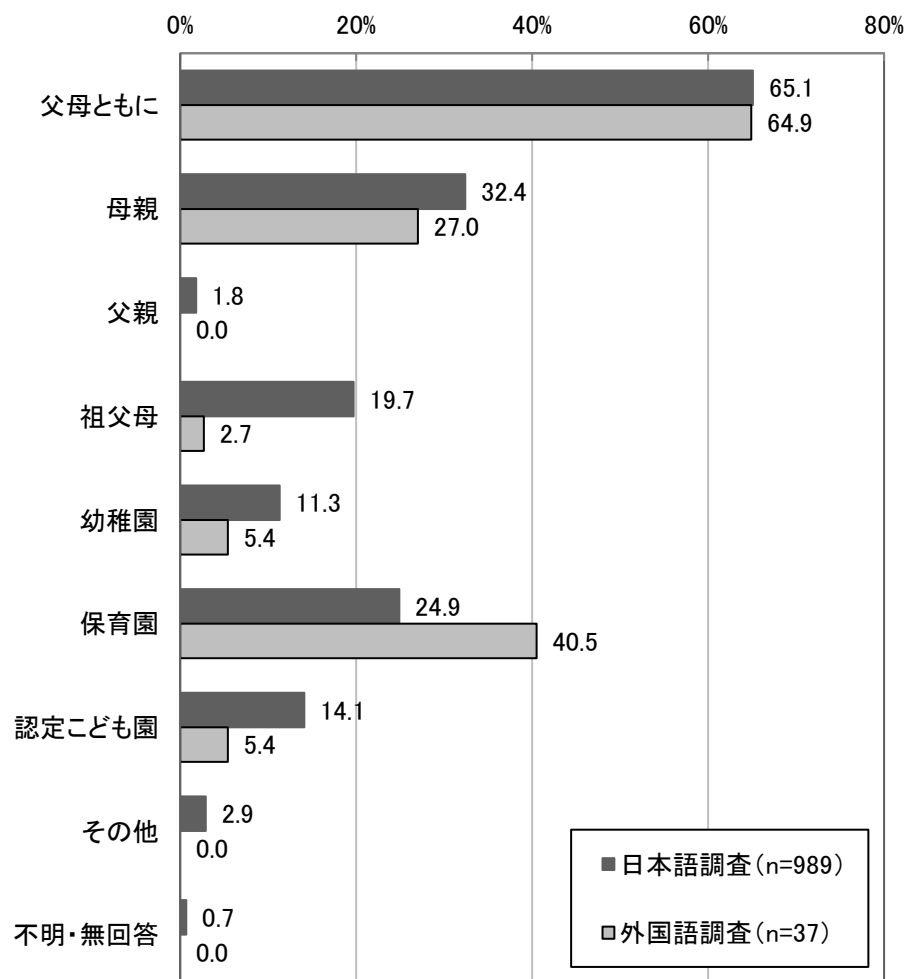
なお、幼児教育・保育施設については、前回調査時と比べると「保育園」「幼稚園」が減少し、「認定こども園」が増加しています。

■子育てや教育に日常的に関わっている人



また、日本語調査と外国語調査の結果で比較すると※、「父母ともに」が最も高いのは、全体と同じ傾向ですが、次いで外国語調査では「保育園」が40.5%となっており、日本語調査より15.6ポイント高くなっています。一方、「祖父母」については日本語調査より17.0ポイント低くなっています。

■子育てや教育に日常的に関わっている人

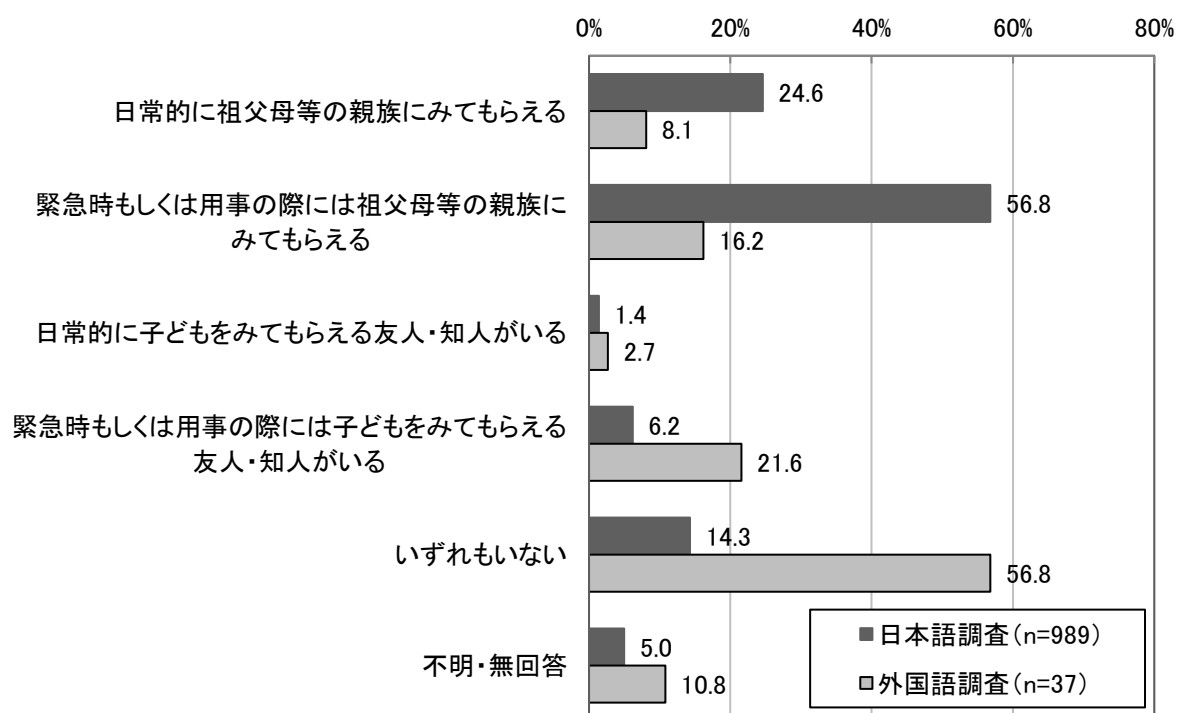


※外国語調査については有効サンプル数が少ないものの、日本語調査と比較することで、外国語話者の実情を可能な限り把握するという観点から、特徴的な傾向がみられるものを抜粋して記載（以下同）。

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無について、日本語調査と外国語調査の結果で比較すると、外国語調査では「いずれもない」が56.8%と最も高くなっています。次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が21.6%となっており、日本語調査と比較して15.4ポイント高くなっています。

一方、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」や「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」については著しく低くなっており、普段から子育てを頼める親族・知人がいない世帯が多いことがうかがえます。

■日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



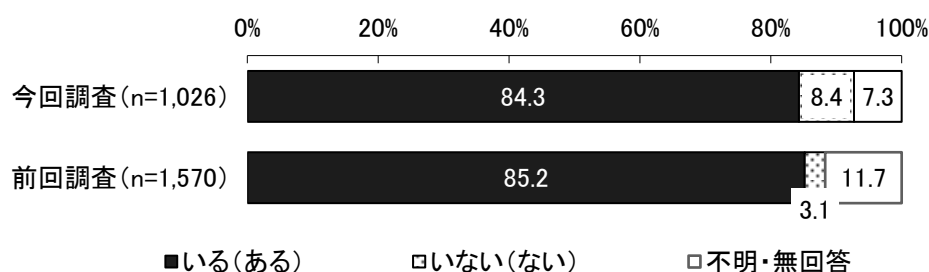
② 子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所について

子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所が「いる（ある）」人は 84.3% となっています。一方で「いない（ない）」については、前回調査と比較して 5.3 ポイント増加しています。

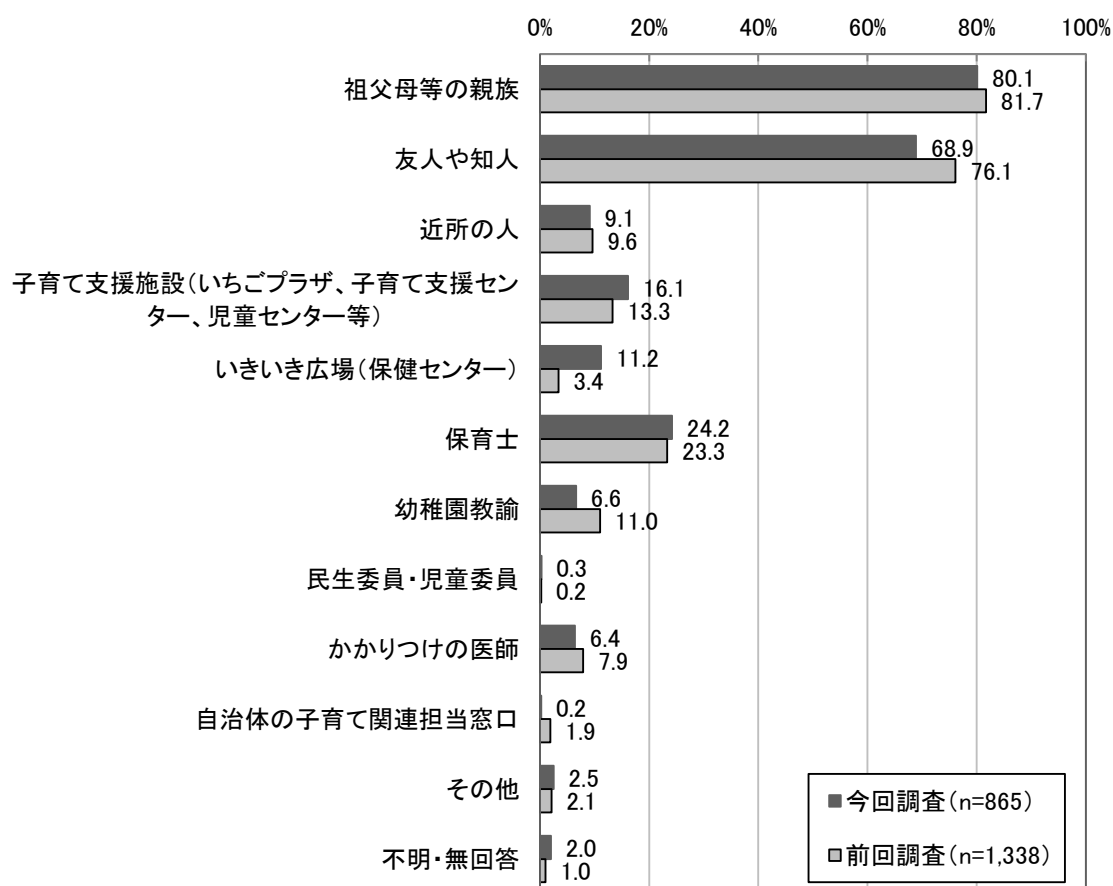
相談者については、前回調査と同様「祖父母等の家族」「友人や知人」が上位 2 項目としてあげられており、多くの人が身近な人に相談をしていることがうかがえます。

子育てに関する悩みは人それぞれであり、相談によって解決することも少なくありません。子育ての悩みを一人で抱え込んで深刻な状態にならないためにも、身近な場所で気軽に相談できるような機会や場をつくっていく必要があります。

■子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所の有無



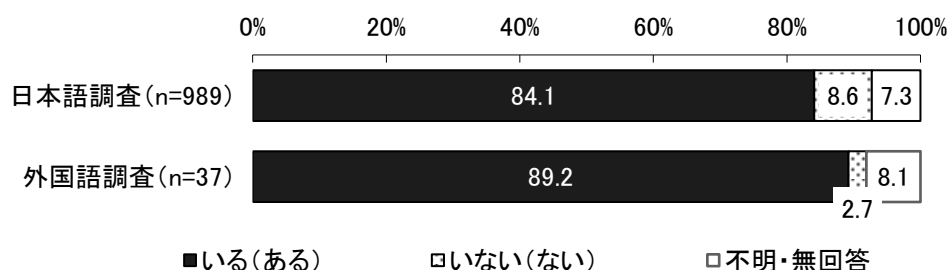
■子育てや教育に関して、気軽に相談できる人や場所



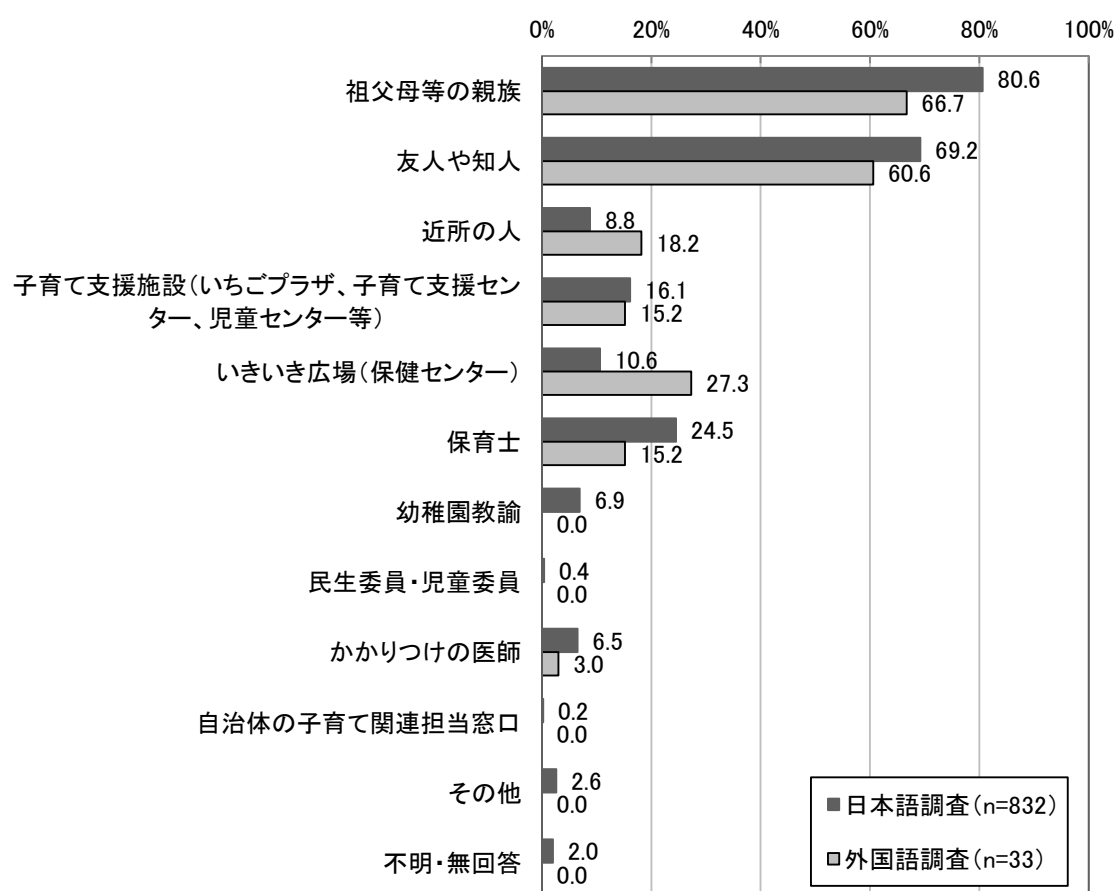
また、日本語調査と外国語調査で比較すると、気軽に相談できる人や場所が「いる(ある)」については、外国語調査で89.2%となっており、日本語調査と比較して5.1ポイント高くなっています。

また、相談者の上位2項目、「祖父母等の家族」と「友人や知人」については全体と同様の傾向にありますが、「いきいき広場(保健センター)」については、外国語調査の方が16.7ポイント高くなっています。

■子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所の有無



■子育てや教育に関して、気軽に相談できる人や場所



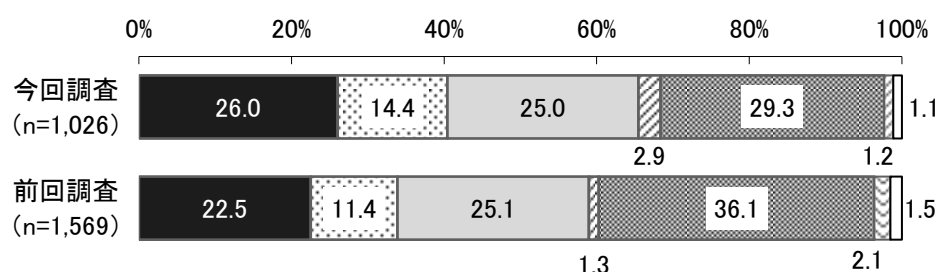
③ 保護者の就労状況について

母親の現在の就労状況についてみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が29.3%と最も高く、次いで「フルタイムで就労している」が26.0%、「パート・アルバイト等で就労している」が25.0%となっています。

前回調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が6.8ポイント減少しており、就労する母親が増えている現状がうかがえます。

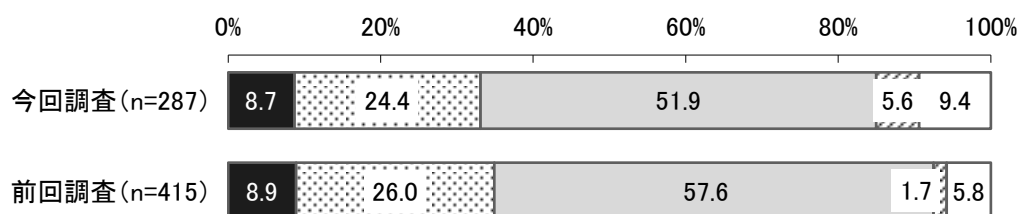
また、フルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が51.9%と最も高くなっていますが、前回調査と比較して5.7ポイント減少しています。

■母親の就労状況



- フルタイムで就労している
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労している
- ▣パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▨以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▤これまで就労したことがない
- 不明・無回答

■母親のフルタイムへの転換希望（パートタイムと答えた方）



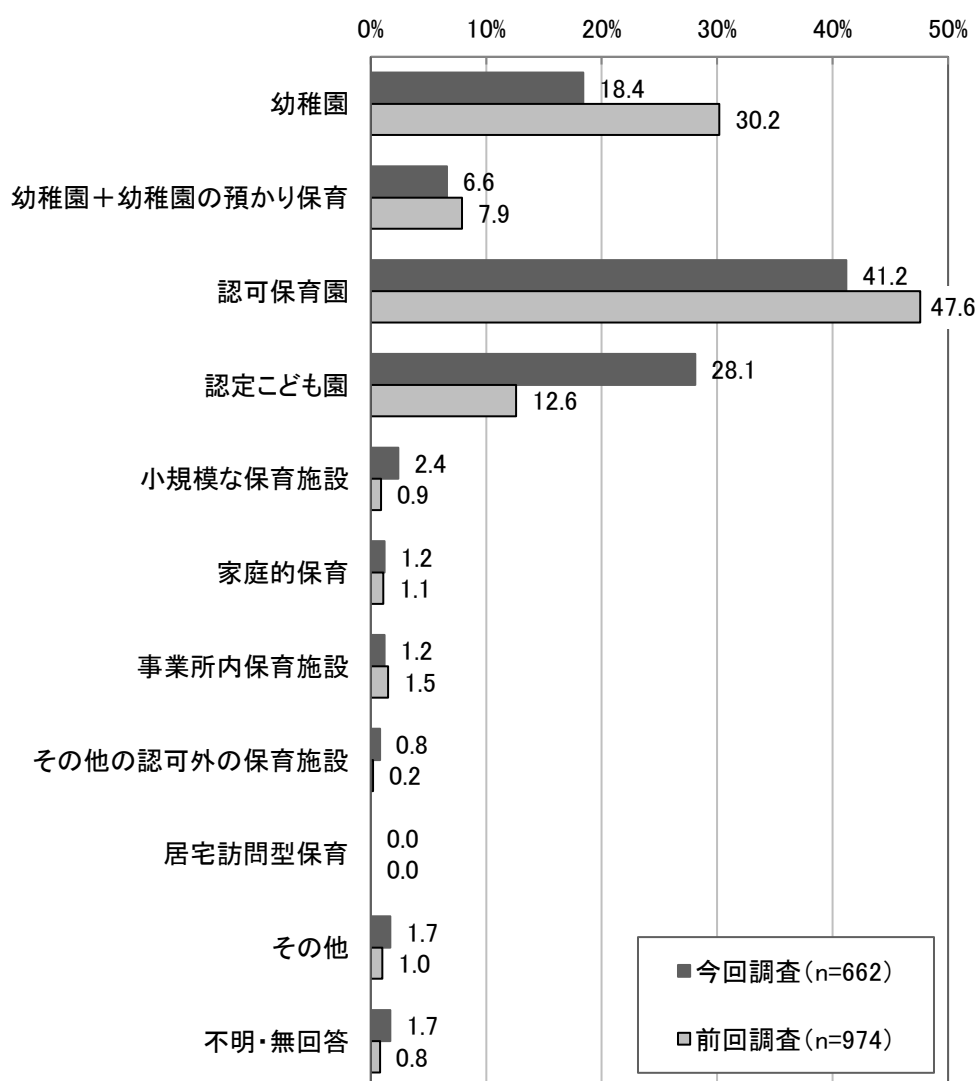
- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
- ▣パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 不明・無回答

④ 教育・保育事業の利用状況と利用意向

平日に定期的に利用している教育・保育事業についてみると、「認可保育園」が41.2%と最も高く、次いで「認定こども園」が28.1%、「幼稚園」が18.4%となっています。

前回調査と比較して、「認定こども園」が15.5ポイント増加している一方で、「幼稚園」と「認可保育園」についてはそれぞれ11.8ポイント、6.4ポイント減少しています。認定こども園の普及に伴う影響がうかがえます。

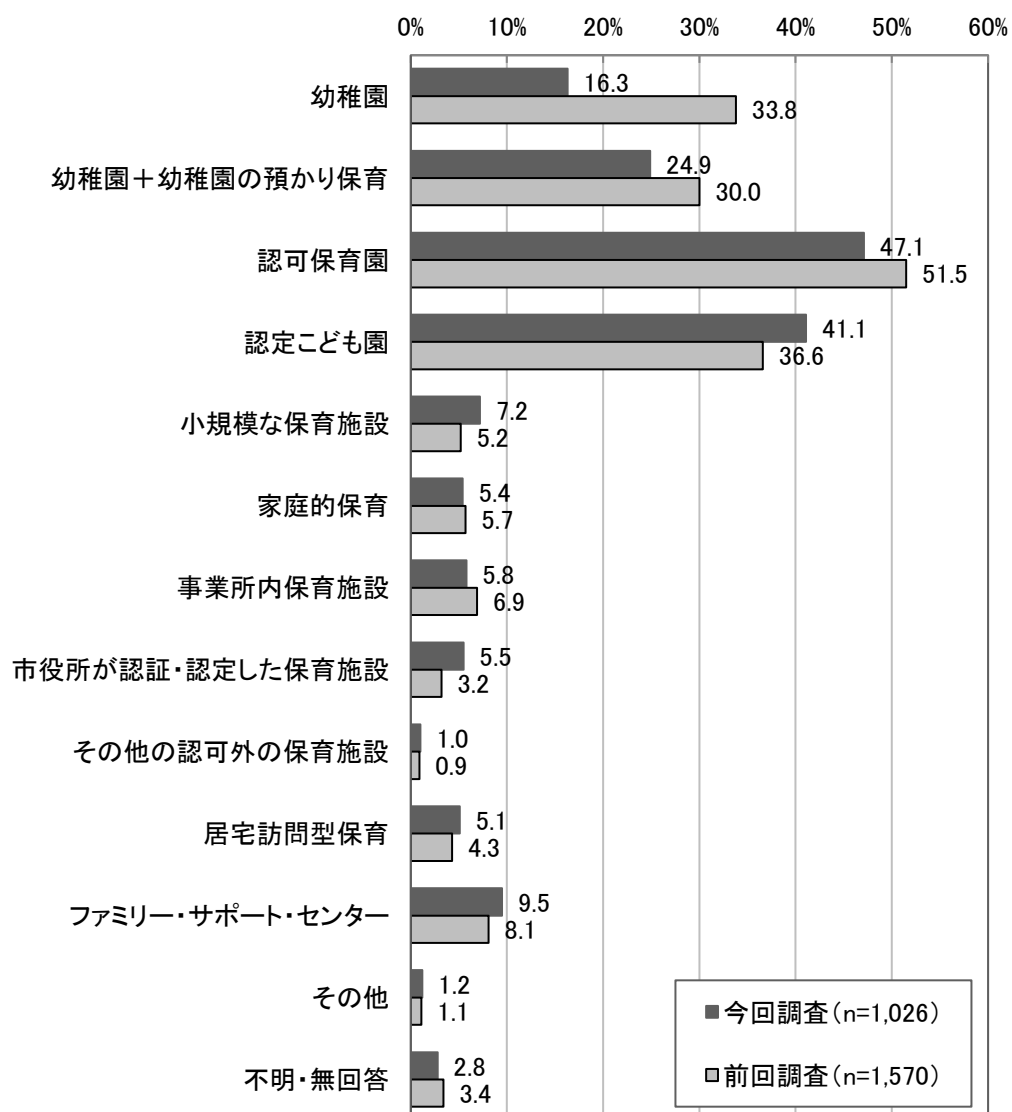
■利用中の定期的な教育・保育事業



定期的な教育・保育の利用希望についてみると、「認可保育園」が47.1%と最も高く、次いで「認定こども園」が41.1%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が24.9%となっています。

前回調査と比較すると、「幼稚園」と「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」はそれぞれ 17.5 ポイント、5.1 ポイント減少しています。

■ 定期的な教育・保育の利用希望

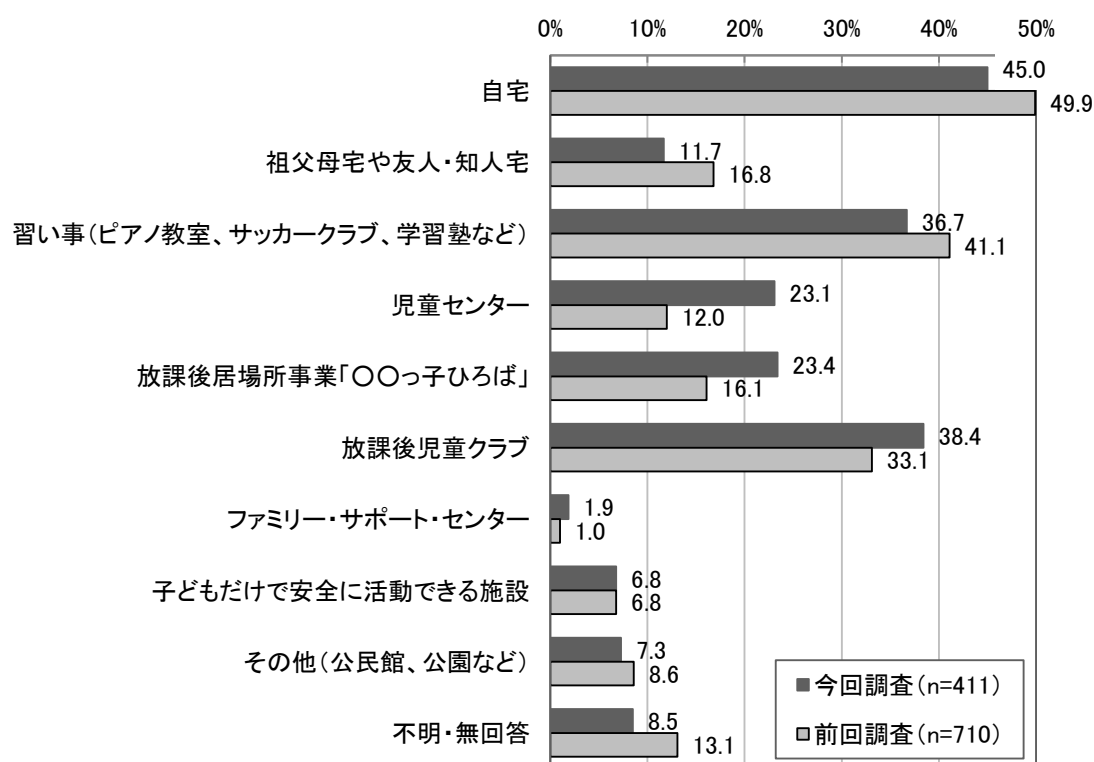


⑤ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校低学年（１～３年生）のうちに放課後に過ごさせたい場所についてみると、「自宅」が45.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が38.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が36.7%となっています。

前回調査と比較すると、「児童センター」「放課後居場所事業『〇〇っ子ひろば』」「放課後児童クラブ」については、それぞれ11.1ポイント、7.3ポイント、5.3ポイント増加しています。一方で、「祖父母宅や友人・知人宅」は5.1ポイント減少しています。公的なサービスへのニーズが高まっていることがうかがえます。

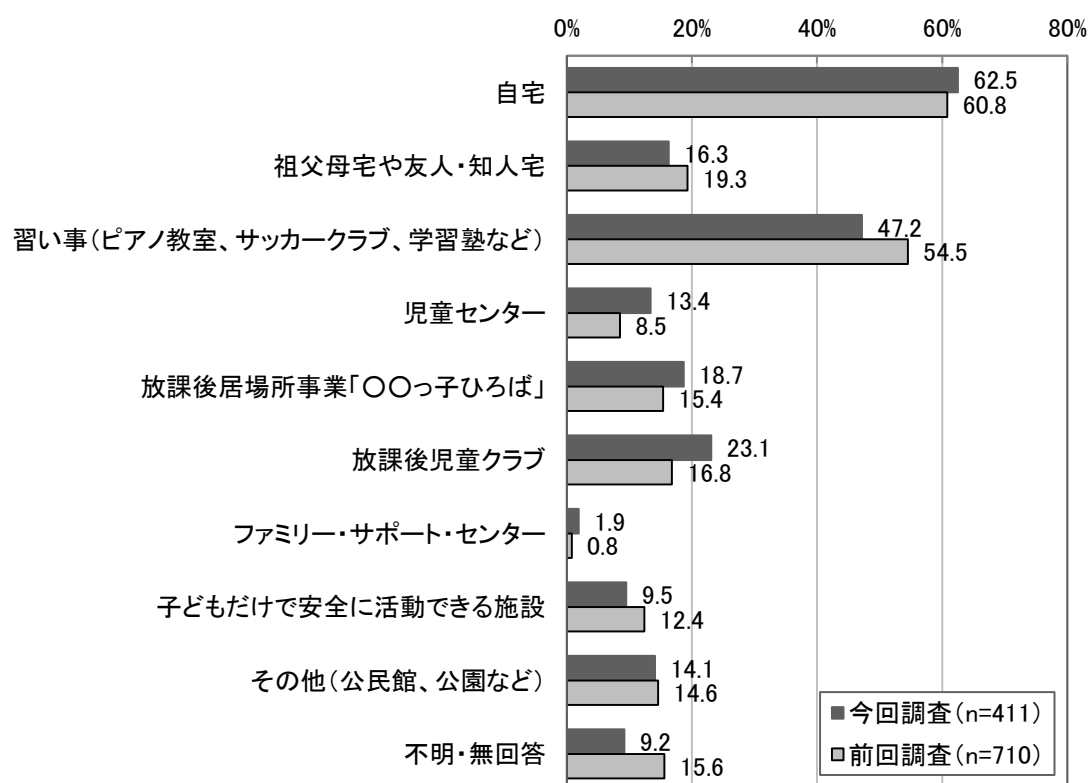
■放課後時間の希望する過ごし方（小学校低学年）



小学校高学年（４～６年生）になった段階で、放課後に過ごさせたい場所についてみると、「自宅」が62.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が47.2%、「放課後児童クラブ」が23.1%となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ」は6.3ポイント増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」については7.3ポイント減少しています。高学年においても、公的なサービスへのニーズが高まっていることがうかがえます。

■放課後時間の希望する過ごし方（小学校高学年）



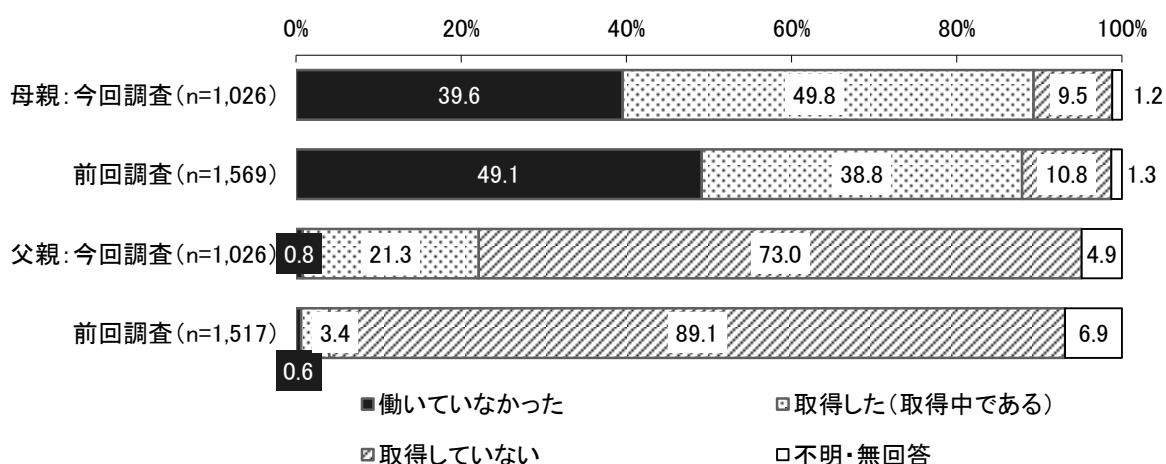
⑥ 育児休業の取得状況

お子さんが生まれたとき、育児休業を取得したかどうかについてみると、母親では「取得した（取得中である）」が49.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」が39.6%、「取得していない」が9.5%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が11.0ポイント増加している一方で、「働いていなかった」は9.5ポイント減少しています。

父親では「取得していない」が73.0%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が21.3%、「働いていなかった」が0.8%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が17.9ポイント増加している一方で、「取得していない」は16.1ポイント減少しています。

母親、父親いずれも「取得した（取得中である）」の増加が著しい状況であるとともに、「働いていなかった」母親の減少もうかがえます。

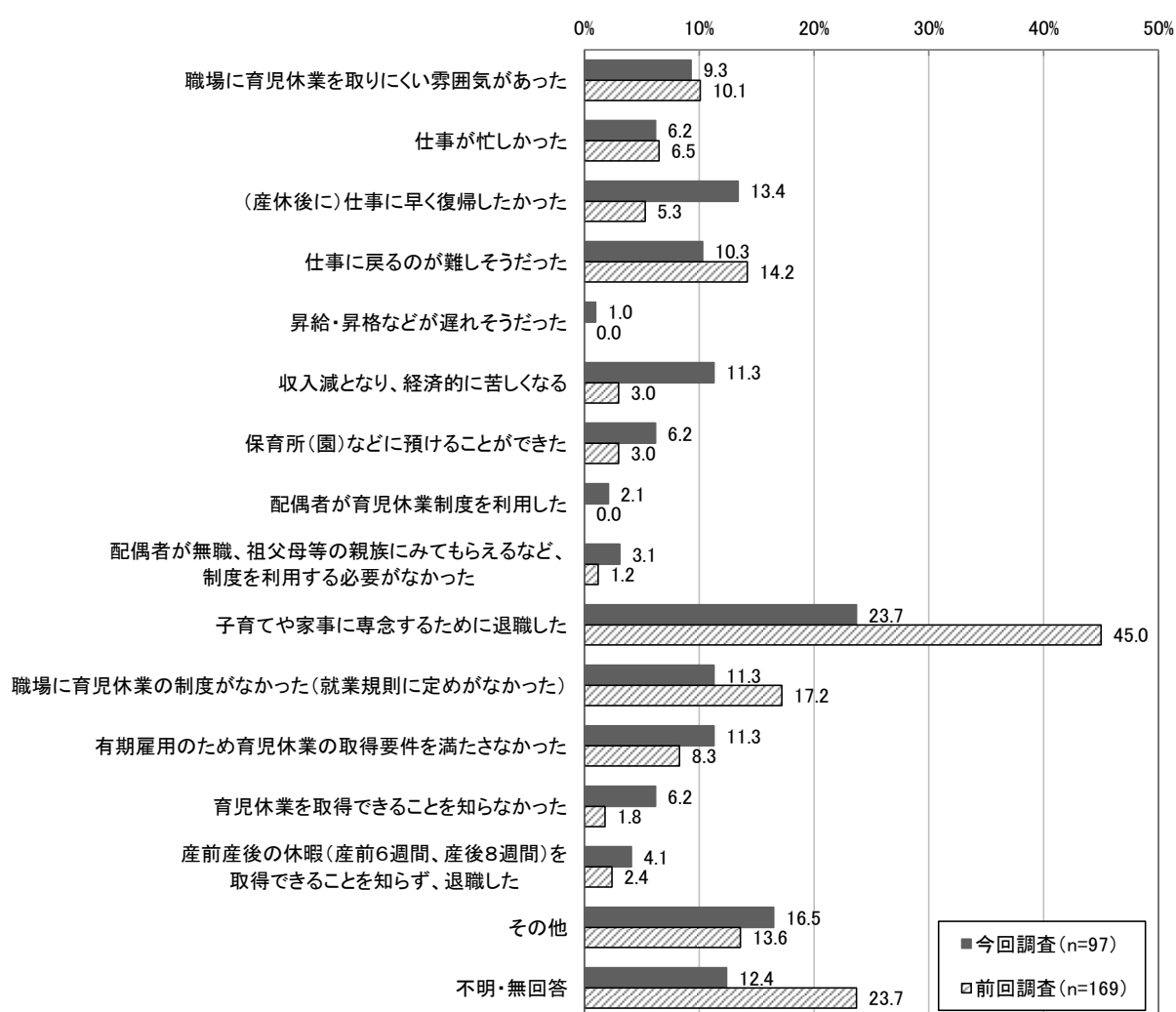
■ 育児休業の取得状況



育児休業を取得していない理由について、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が23.7%と最も高く、次いで「(産休後に) 仕事に早く復帰したかった」が13.4%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」がそれぞれ11.3%で並んでいます。

前回調査と比較すると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」と「(産休後に) 仕事に早く復帰したかった」がそれぞれ8.3ポイント、8.1ポイント増加しています。一方で、「子育てや家事に専念するために退職した」は21.3ポイント減少しています。

■育児休業を取得していない理由（母親）



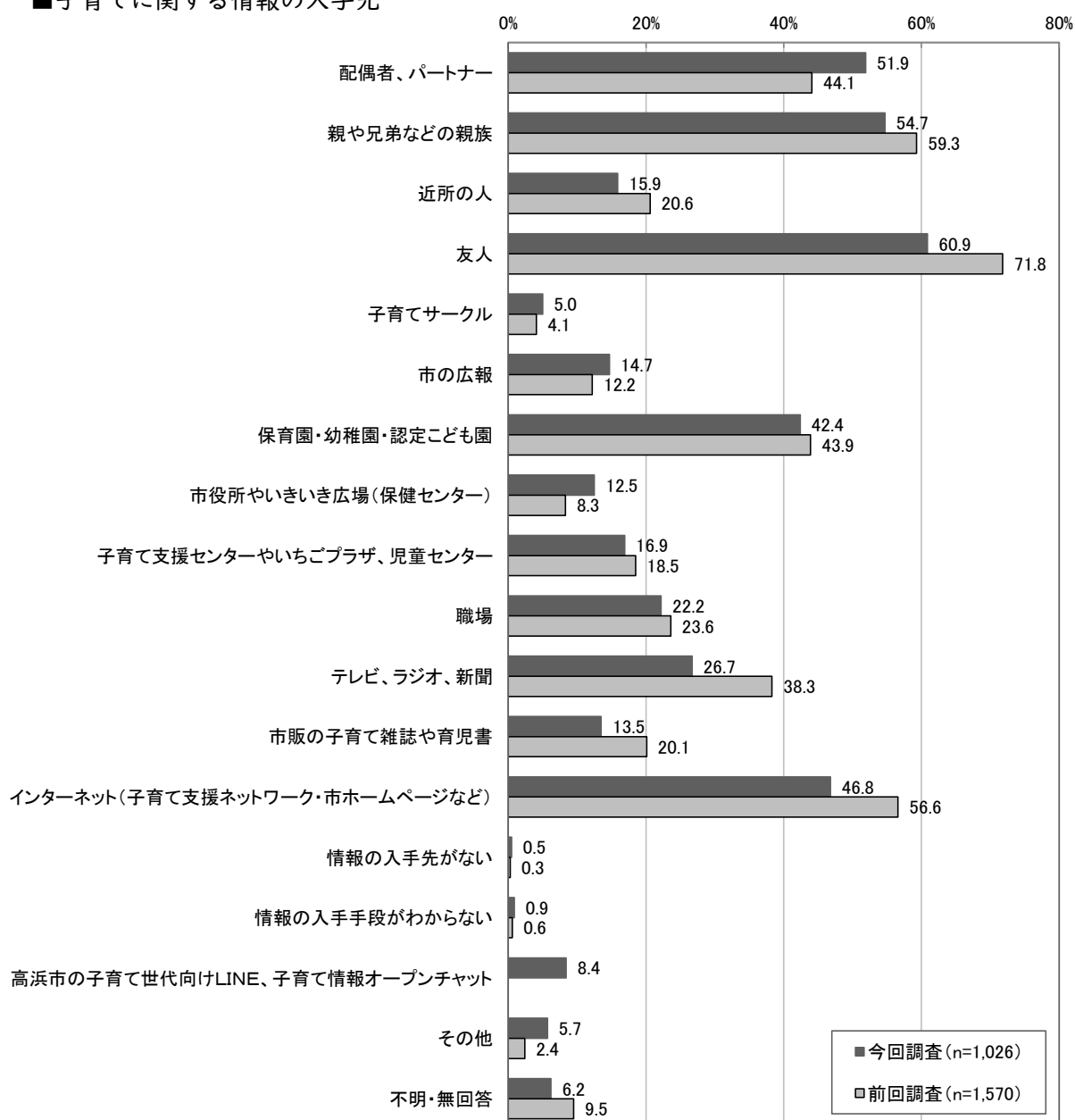
⑦ 子育てに関する情報の入手先について

子育てに関する情報の入手先についてみると、「友人」が60.9%と最も高く、次いで「親や兄弟などの親族」が54.7%、「配偶者、パートナー」が51.9%となっています。

前回調査と比較すると、「配偶者、パートナー」が7.8ポイント増加しており、「テレビ、ラジオ、新聞」と「友人」がそれぞれ11.6ポイント、10.9ポイント、また「インターネット（子育て支援ネットワーク・市ホームページなど）」が9.8ポイント減少しています。

そのなかで、今回調査からの新規項目である「高浜市の子育て世代向けLINE、子育て情報オープンチャット」が8.4%となっています。生活様式の変化とともに、情報の取得方法も変化していることがうかがえます。

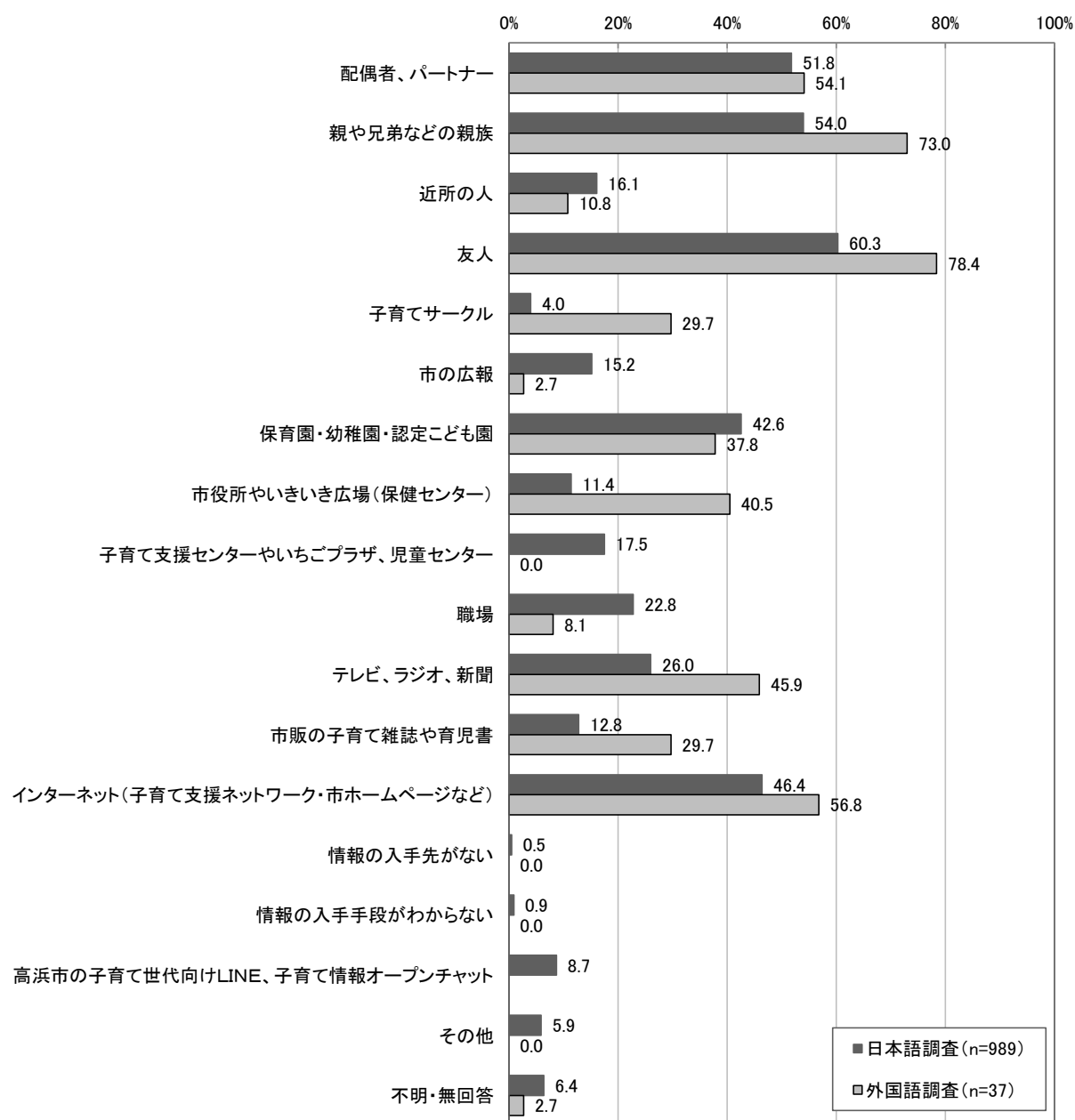
■子育てに関する情報の入手先



日本語調査と外国語調査で比較すると、「友人」「親や兄弟などの親族」「配偶者、パートナー」が上位3項目であるのは全体と同様の傾向ですが、外国語調査では「友人」と「親や兄弟などの親族」が日本語調査と比較して、それぞれ18.1ポイント、19.0ポイント高くなっています。

また、その他で差の大きな項目としては、「市役所やいきいき広場（保健センター）」が29.1ポイント、「子育てサークル」の25.7ポイントがあります。

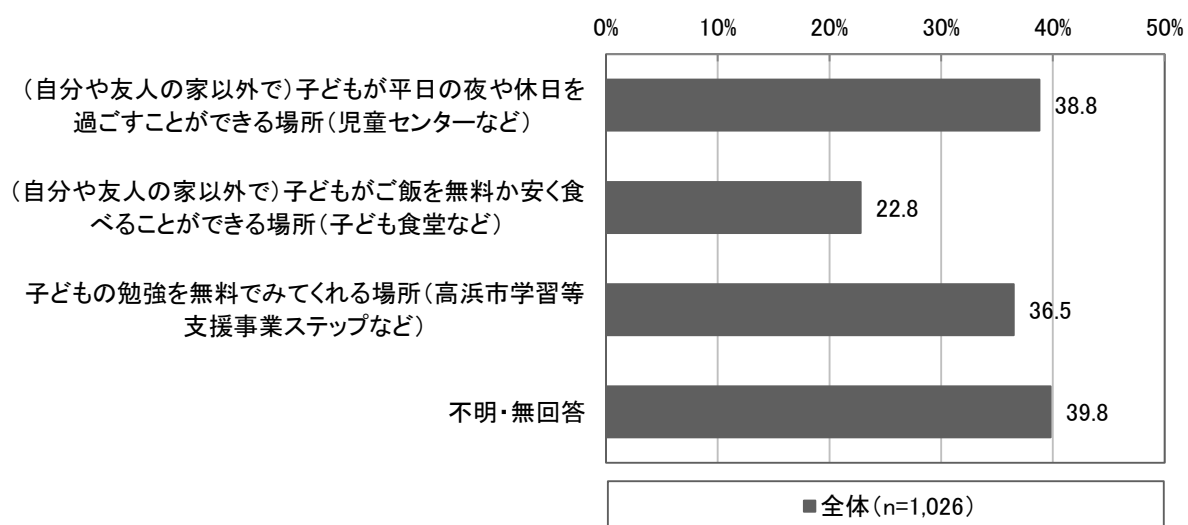
■子育てに関する情報の入手先



⑧ 高浜市が実施している子どもの居場所のニーズについて

高浜市が実施している子どもの居場所事業の今後の利用意向についてみると、「(自分や友人の家以外で)子どもが平日の夜や休日を過ごすことができる場所(児童センターなど)」が38.8%と最も高く、次いで「子どもの勉強を無料でみてくれる場所(高浜市学習等支援事業ステップなど)」が36.5%、「(自分や友人の家以外で)子どもがご飯を無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)」が22.8%となっています。

■高浜市が実施している居場所事業のニーズ

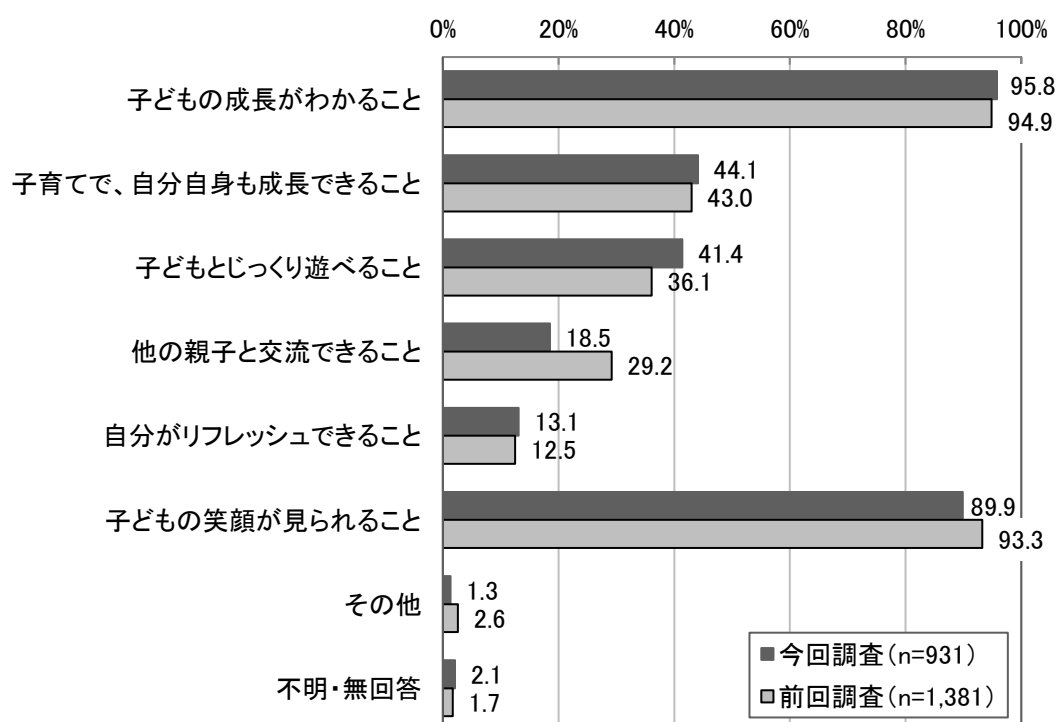


⑨ 子育てが楽しいと感じる理由について

子育てが楽しいと感じる理由についてみると、「子どもの成長がわかること」が95.8%と最も高く、次いで「子どもの笑顔が見られること」が89.9%、「子育てで、自分自身も成長できること」が44.1%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもとじっくり遊べること」が5.3ポイント増加した一方で、「他の親子と交流できること」が10.7ポイント減少しています。他の親子との交流より、親と子で向き合うことが、楽しく感じられる傾向がうかがえます。

■子育てが楽しいと感じる理由（子育てが楽しいと感じる方）



（２）子どもの意見等

本計画の策定にあたって、子ども等の意見を反映させるため、第7次高浜市総合計画の実施状況を検証するための市民意識調査の実施と併せて、児童・生徒の意識や行動に関するアンケートを市内の小中学生を対象に実施しました。

■調査対象及び調査方法

調査地域	高浜市全域
調査対象者	高浜市内の小学校6年生と中学校3年生
調査期間	令和6年4月25日（木）～5月15日（水）
調査方法	電子回答

■回収結果

小学校6年生・中学校3年生	
対象者数（件）	1,053
有効回収数（件）	896
有効回収率（％）	85.1

■回答結果の見方

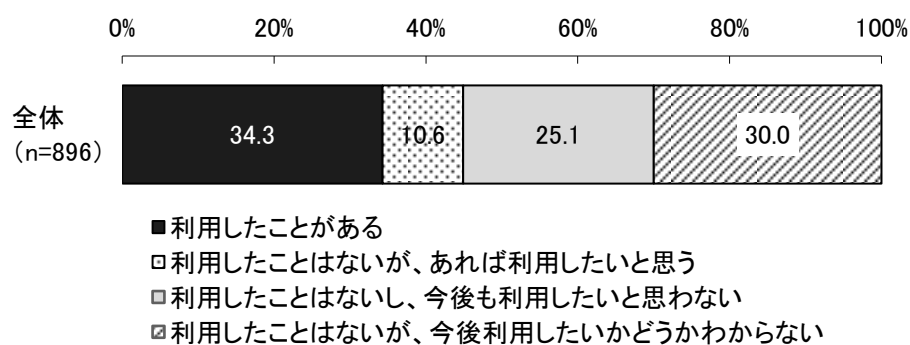
- ・回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ・図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

① 家庭以外の子どもの居場所

「(自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごす場所(児童センターなど)を利用することがあるか」についてみると、「利用したことがある」が34.3%と最も高く、「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」の10.6%と合わせた、利用者及び利用希望者は44.9%となっています。

家庭や学校、友人の家等の以外の「子どもの居場所」となる場所に興味・関心があることがうかがえます。

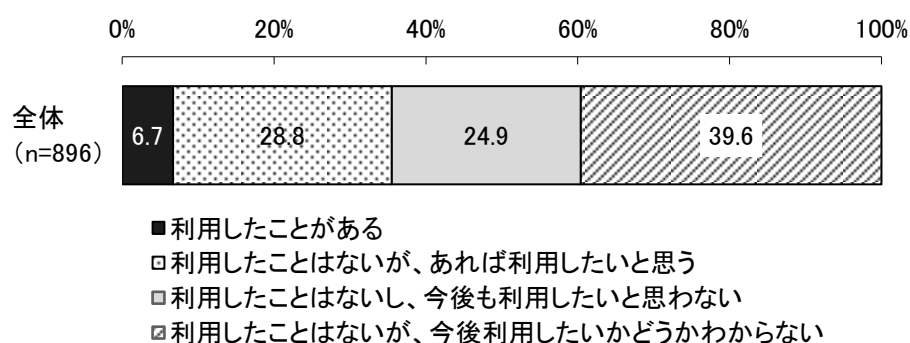
■平日の夜や休日を過ごす場所の利用



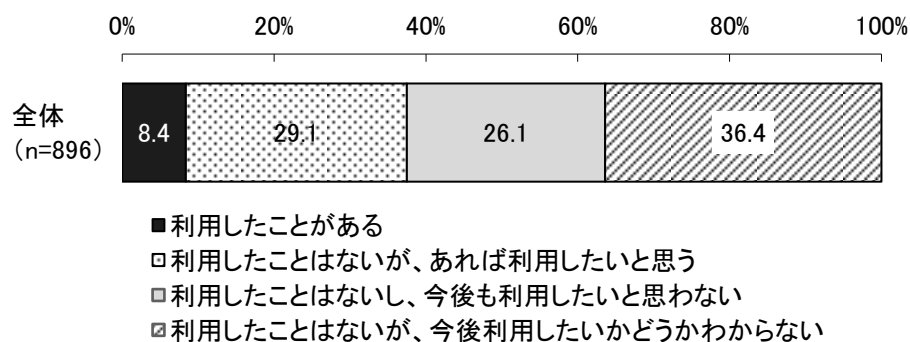
② 食事や勉強の提供場所

「(自分や友人の家以外で) タごはんを無料か安く食べられる場所(子ども食堂など)を利用したことがあるか」、また「勉強を無料で見てくれる場所を利用したことがあるか」については、いずれも「利用したことはないが、今後利用したいかどうか分からない」が最も高いものの、「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」の割合は30%程度みられ、小中学生の興味・関心がうかがえます。

■ タごはんを無料か安く食べることができる場所の利用



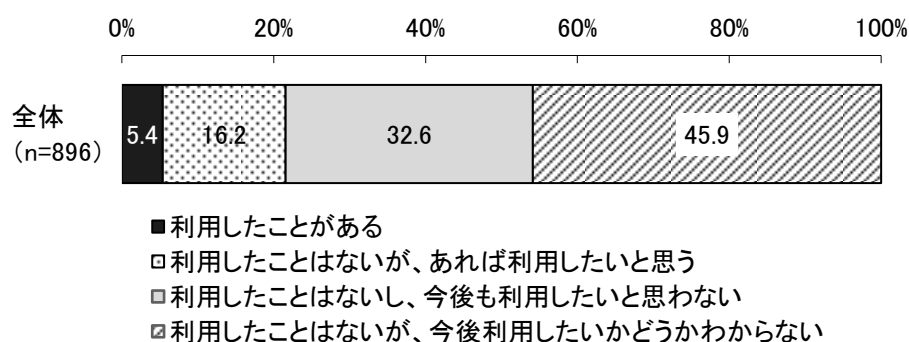
■ 勉強を無料でみてくれる場所の利用



③ 相談場所

「(家や学校以外で) 何でも相談できる場所(電話やネットの相談を含む)を利用したことがあるか」については、「利用したことはないが、今後利用したいかわからない」が最も高いものの、「利用したことがある」及び「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」の合計は21.6%となっており、小中学生の興味・関心がうかがえます。

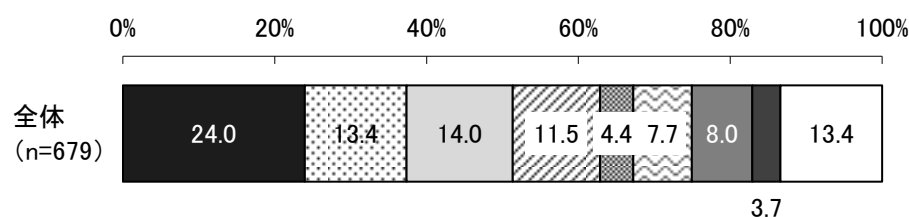
■相談できる場所の利用



④ 居場所等の利用による変化

上記①～③の場所を利用した子どもの環境変化については、「友だちがふえた」が24.0%で最も高く、次いで「生活の中で楽しみなことがふえた」が14.0%となっています。居場所等を利用することにより、小中学生の生活が身体的・精神的・社会的により充実したものになる可能性があることがわかりました。

■居場所等の利用による環境の変化 (①～③の場所いずれかを利用したことがある子ども)



- 友だちがふえた
- 気軽に話せる大人がふえた
- 生活の中で楽しみなことがふえた
- ほっとできる時間がふえた
- 栄養のある食事をとれることがふえた
- 勉強がわかるようになった
- 勉強する時間がふえた
- その他
- とくに変化はない

4. 第2期計画の評価

令和2年度を初年度とする第2期計画において設定した「量の見込みと確保の内容」について、進捗状況を評価・検証しました。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

【事業内容】

本市では、日中定期的に子どもを預かる事業として、保育園、幼稚園、認定こども園、家庭的保育等の地域型保育事業を設置しています。保護者の方が、就労状況やニーズに応じて利用する施設を選択します。

■教育・保育量の推移

【量の見込み】

(単位：人)

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量 の 見 込 み	0 歳	①保育園等の利用[3 号認定]	62	62	62	62	63
	1・2 歳	②保育園等の利用[3 号認定]	377	382	379	379	379
	3 歳以上	③幼稚園等の利用[1 号認定]	522	508	516	517	525
		④幼稚園等の利用[2 号認定] (保育の必要性あり)	87	85	86	87	89
		⑤保育園等の利用[2 号認定]	782	761	774	776	792
	①＋②＋⑤		1,221	1,205	1,215	1,217	1,234
	③＋④		609	593	602	604	614
	合計（A）		1,830	1,798	1,817	1,821	1,848
実 績 値	0 歳	①保育園等の利用[3 号認定]	52	52	35	38	34
	1・2 歳	②保育園等の利用[3 号認定]	444	455	430	433	411
	3 歳以上	③幼稚園等の利用[1 号認定]	521	486	490	412	354
		④幼稚園等の利用[2 号認定] (保育の必要性あり)	55	60	70	81	98
		⑤保育園等の利用[2 号認定]	829	829	832	811	822
	①＋②＋⑤		1,325	1,336	1,297	1,282	1,267
	③＋④		576	546	560	493	452
	合計（B）		1,901	1,882	1,857	1,775	1,719
B－A			71	84	40	▲46	▲129

(各年度4月1日現在)

※1号：子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合（子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園：新1号認定を含む）以下同じ。

※2号：子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合（幼稚園等で預かり保育を希望する場合の通称「新2号認定」も含む）以下同じ。

※3号：子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合。以下同じ。

【提供体制】

(単位：人)

			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
目 標 値	0歳	①保育園等の利用[3号認定]	63	63	63	63	63
	1・2歳	②保育園等の利用[3号認定]	377	382	382	382	382
	3歳以上	③幼稚園等の利用[1号認定]	525	525	525	525	525
		④幼稚園等の利用[2号認定] (保育の必要性あり)	90	90	90	90	90
		⑤保育園等の利用[2号認定]	882	882	882	882	882
	①＋②＋⑤		1,322	1,327	1,327	1,327	1,327
	③＋④		615	615	615	615	615
	合計（A）		1,937	1,942	1,942	1,942	1,942
実 績 値	0歳	①保育園等の利用[3号認定]	63	63	63	63	63
	1・2歳	②保育園等の利用[3号認定]	377	382	391	391	391
	3歳以上	③幼稚園等の利用[1号認定]	525	495	495	475	475
		④幼稚園等の利用[2号認定] (保育の必要性あり)	90	120	120	140	140
		⑤保育園等の利用[2号認定]	882	882	882	882	882
	①＋②＋⑤		1,322	1,327	1,336	1,336	1,336
	③＋④		615	615	615	615	615
	合計（B）		1,937	1,942	1,951	1,951	1,951
B－A			0	0	9	9	9

(各年度4月1日現在)

【待機児童の推移】

(単位：人)

			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
実績 値	0歳	①保育園等の利用[3号認定]	0	0	0	0	0
	1・2歳	②保育園等の利用[3号認定]	23	16	0	0	0
	3歳以上	③幼稚園等の利用[1号認定]	0	0	0	0	0
		④幼稚園等の利用[2号認定] (保育の必要性あり)	0	0	0	0	0
		⑤保育園等の利用[2号認定]	0	0	0	0	0
	①+②+⑤		23	16	0	0	0
	③+④		0	0	0	0	0
	合計(A)		23	16	0	0	0

(各年度4月1日現在)

【検証・評価】

3号認定児童（保育所等利用・3歳未満児）について、「提供体制」に記載している数値は各施設の利用定員の合計となっていますが、実績値については定員の弾力化を継続的に図るとともに、高浜幼稚園の民営化による認定こども園化や、「からんこえ」「おひさま」が家庭的保育から小規模保育所へ移行したことによる3歳未満児の受入先の拡充により、令和4年度以降、待機児童数0人を達成しています。なお、3号認定児童の0歳児（保育所等利用児童）については、量の見込みに対する実績値の方が少なく、育児休業取得者が増加したことによるニーズの減少と考えられます。

2号認定及び3号認定児童の1・2歳児（保育所等利用児童）については、いずれの年度においても第2期計画において設定した量の見込みに対して、実績値の方が多くなっています。第2期計画策定時の人口推計値よりも実際の子どもの人口は大きく減少していることを踏まえると、保育ニーズが相対的に高いことがうかがえます。

通称「新2号認定」（幼稚園等の利用、保育の必要性あり）は、実績が年々増加しており、共働き世帯の増加がうかがえます。

2号認定児童（保育所等利用・3歳以上児）及び1号認定児童（幼稚園利用児童）については、第2期計画にて設定した量の見込みに対する実績値を、「提供体制」の実績値が上回り、提供体制が整っている状態になります。

（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

① 時間外保育事業(延長保育)

【事業内容】

本市では、保護者の方の就労状況にあわせて、保育標準時間（11 時間）を延長して子どもを預かる時間外保育事業（延長保育）を行っています。令和 6 年度現在、午後 7 時まで開園している園が 10 園ある状況です。

■時間外保育事業（延長保育）の推移

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標値（A）	人／日	121	121	121	121	123
	実施個所数	10	10	10	10	10
実績値（B）	人／日	93	115	127	101	102
	実施個所数	10	10	10	10	10
B－A	人／日	▲28	▲6	6	▲20	▲21
	実施個所数	0	0	0	0	0

令和 6 年度数値は見込値

【検証・評価】

目標値に対しての実績値については、令和 4 年度を除いて、すべて下回っている状況となっています。アンケート調査の結果からは、フルタイム勤務の母親が増加していることがうかがえるものの、在宅勤務などの働き方の変化により、時間外保育の利用者数が減少しているものと推察されます。

② 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

【事業内容】

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、昼間保護者のいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施しているものです。

なお、本市では、放課後居場所事業等として放課後居場所事業である「〇〇っこひろば^{※1}」及び放課後居場所事業が実施できない場合に児童センターや近隣の公共施設を活用した「センターキッズ^{※2}」を実施し、子どもの成長や保護者の就労状況に応じて子どもの居場所を選択できる仕組みを確保しています。

■放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推移

			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
目標値 (A)	放課後健全育成事業	人／日	304	304	304	324	324
	クラブ数	箇所数	7	7	7	7	7
	放課後居場所事業等	人／日	178	171	159	161	150
実績値 (B)	放課後健全育成事業	人／日	200	208	227	238	253
	クラブ数	箇所数	7	7	7	7	7
	放課後居場所事業等	人／日	115	120	140	150	155
B－A	放課後健全育成事業	人／日	▲104	▲96	▲77	▲86	▲71
	クラブ数	箇所数	0	0	0	0	0
	放課後居場所事業等	人／日	▲63	▲51	▲19	▲11	5

令和6年度数値は見込値

【検証・評価】

高浜小学区においては令和3年度に小学校の敷地内に移転しており、児童クラブのニーズがより高くなったため、令和4年度は弾力的に受け入れを行い、令和5年度は定員を40名から60名に増やしました。

また、高取小学校内にある高取南児童クラブにおいては、令和4年度に長寿命化改良工事を行い、児童が過ごしやすい環境を整備しました。

目標値に対して実績値がすべて下回っており、充足している状況です。

※1…放課後に、小学生が主体的かつ安心して遊べる場所として、小学校の運動場を中心に地域の大人が見守る居場所を提供する事業。

※2…雨天時や長期休業中、保護者が就労等で自宅にいない家庭の子どもを対象に、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）として、児童センター等を提供する事業。

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業内容】

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。本市では、本事業は実施していません。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値（A）	回／年	0	0	0	0	0
	個所数	0	0	0	0	0
実績値（B）	回／年	0	0	0	0	0
	個所数	0	0	0	0	0
B－A	回／年	0	0	0	0	0
	個所数	0	0	0	0	0

令和6年度実績は見込値

④ 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するものです。本市では「いちごプラザ」と「子育て支援センター」があり、市内5か所で実施しています。

■地域子育て支援拠点事業の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値（A）	回／月	4,463	4,559	4,524	4,524	4,530
	実施個所数	5	5	5	5	5
実績値（B）	回／月	1,078	1,253	1,372	1,497	1,565
	実施個所数	5	5	5	5	5
B－A	回／月	▲3,385	▲3,306	▲3,152	▲3,027	▲2,965
	実施個所数	0	0	0	0	0

令和6年度実績は見込値

【検証・評価】

目標値に対する実績値は総じて少なくなっている状況ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものと考えられます。利用実績については年々増加傾向にあります。

⑤ 一時預かり

【事業内容】

幼稚園の一時預かりは“預かり保育”と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育園の一時預かりは、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的理由により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

■一時預かりの推移

			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
目標値 (A)	幼稚園の預かり保育	回／年	6,948	6,762	6,877	6,891	7,039
		個所数	6	6	6	6	6
	上記以外の不定期利用	回／年	3,495	3,484	3,500	3,504	3,546
		個所数	2	2	2	2	2
実績値 (B)	幼稚園の預かり保育	回／年	8,763	9,139	10,303	11,759	11,000
		個所数	6	6	6	6	6
	上記以外の不定期利用	回／年	1,186	1,163	1,541	1,248	1,224
		個所数	2	2	2	2	2
B－A	幼稚園の預かり保育	回／年	1,815	2,377	3,426	4,868	3,961
		個所数	0	0	0	0	0
	上記以外の不定期利用	回／年	▲2,309	▲2,321	▲1,959	▲2,256	▲2,322
		個所数	0	0	0	0	0

令和6年度数値は見込値

【検証・評価】

幼稚園の預かり保育の利用回数は年々、増加しています。令和元年10月以降の幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の教育時間後に預かり保育を活用し、就労等をする保護者が増加していることが考えられます。

⑥ 病児・病後児保育

【事業内容】

病児保育は、保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合に、医療機関との連携が整った場所で子どもを預かる事業です。本市では、本事業は実施していません。

病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等によって家庭における保育が困難な子どもを預かる事業です。本市では、いきいき広場で実施しています。

■病児・病後児保育の推移

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値 (A)	病児保育	回／年	0	0	0	0	0
		個所数	0	0	0	0	0
	病後児保育	回／年	10	10	10	10	10
		個所数	1	1	1	1	1
実績値 (B)	病児保育	回／年	0	0	0	0	0
		個所数	0	0	0	0	0
	病後児保育	回／年	0	0	1	4	0
		個所数	1	1	1	1	1
B－A	病児保育	回／年	0	0	0	0	0
		個所数	0	0	0	0	0
	病後児保育	回／年	▲10	▲10	▲9	▲6	▲10
		個所数	0	0	0	0	0

令和6年度実績は見込値

【検証・評価】

実績値は目標値を下回って推移している状況です。

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

【事業内容】

子育て援助活動支援事業はファミリー・サポート・センターとも呼ばれ、乳幼児や小学生等の子どもを持つ保護者を会員として、子どもの預かり等を希望する「依頼会員」と、援助・支援をする「協力会員」が、それぞれで相互援助活動を行う事業です。

本市では、本事業は実施していません。類似事業に、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会が実施するふれあいサービスがあります。

■社会福祉法人高浜市社会福祉協議会が実施するふれあいサービスの推移

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
目標値（A）	回／週	33	32	31	31	31
	実施個所数	1	1	1	1	1
実績値（B）	回／週	0.25	0.25	0.36	0.40	0.58
	実施個所数	1	1	1	1	1
B－A	回／週	▲32.75	▲31.75	▲30.64	▲30.60	▲30.42
	実施個所数	0	0	0	0	0

令和6年度実績は見込値

【検証・評価】

市としての事業実施はありませんが、社会福祉協議会が類似サービスの「ふれあいサービス」を提供しています。子育て対応会員は、母親が家事をしている際に子どもの遊び相手となるなどのサポートを実施しています。

⑧ 利用者支援事業※

【事業内容】

子どもや保護者、妊娠中の方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、身近な場所で情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業です。

■利用者支援事業の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値（A）	個所数	2	2	2	2	2
実績値（B）	個所数	2	2	2	2	2
B－A	個所数	0	0	0	0	0

【検証・評価】

高浜市利用者支援事業は、特定型と母子保健型の2種類の事業形態を実施してきました。

特定型事業では、待機児童の解消等を図るため、保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を実施し、令和4年度より待機児童解消を実現しました。一方で、外国籍の方の増加等の地域の課題を踏まえ、当事者に寄り添った支援を行うため、令和6年度より基本型として事業を実施しています。

母子保健型事業（子育て世代包括支援センター）では、妊娠届出時にすべての妊婦に保健師等が面談を行い、相談支援を開始し、妊娠期からの切れ目ない支援を行ってきました。令和6年度からは「こども家庭センター」として、妊産婦と子どもの総合相談事業を実施しています。

※利用者支援（特定型）とは、待機児童の解消等を図るため行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、保育に関する施設利用等を円滑に利用できるように支援するもの。

- ・利用者支援（基本型）は、保育に関する施設利用等を円滑に利用できるように、当事者目線の寄り添い型の支援をするもの。
- ・利用者支援（母子保健型）は、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からのさまざまな相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などをするもの。
- ・利用者支援（こども家庭センター型）は、利用者支援（母子保健型）に児童福祉機能を追加したもので、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応するもの。

⑨ 妊産婦に対する健康診査

【事業内容】

妊婦及び産婦が、医療機関等で健康診断を受診することを奨励する事業です。妊娠中に最大14回の妊婦健診と子宮頸がん検診及び歯科健診、出産後（8週以内）に最大2回の産婦健診の助成を行っています。

■妊産婦に対する健康診査の推移

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値（A）	妊婦に対する健康診査	人	457	456	456	457	458
	産婦に対する健康診査	人	457	456	456	457	458
実績値（B）	妊婦に対する健康診査	人	399	374	396	359	372
	産婦に対する健康診査	人	367	363	352	339	320
B－A	妊婦に対する健康診査	人	▲58	▲82	▲60	▲98	▲86
	産婦に対する健康診査	人	▲90	▲93	▲104	▲118	▲138

令和6年度実績は見込値

【検証・評価】

妊婦及び産婦の健康の保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、妊婦健診・産婦健診の費用助成を行っています。令和5年度からは、多胎児を妊娠している方に、追加で5回分の妊婦健診を助成しています。今後も引き続き事業実施に努めます。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月未満のあかちゃんのいるすべての家庭を対象に、保健師等が訪問し、あかちゃんの計測や育児相談、保健指導、受診勧奨を行います。

■乳児家庭全戸訪問事業の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値（A）	人	454	453	453	454	455
実績値（B）	人	391	404	373	346	342
B－A	人	▲63	▲49	▲80	▲108	▲113

令和6年度実績は見込値

【検証・評価】

出生数の減少に伴い、訪問数も年々減少していますが、実施率は95%以上となっています。

⑪ 養育支援訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言を行う事業です。

■養育支援訪問事業の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値（A）	人	564	563	563	564	566
実績値（B）	人	215	360	238	317	324
B－A	人	▲349	▲203	▲325	▲247	▲242

令和6年度実績は見込値

【検証・評価】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して地区担当保健師が訪問し、養育に関する指導や助言を行っています。継続して支援するケースもあれば、養育状況の改善により対象者から外れるケースもあるため、年度により訪問数にばらつきがみられます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費（副食材料費）の取り扱いが変更され、新制度に移行していない幼稚園等の在園児の低所得世帯に対して負担軽減となるよう、保護者が支払うべき給食費（副食材料費）に係る実費徴収額に対する補助として、市が補足給付費の支給を行う事業です。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値（A）	人	15	15	15	15	15
実績値（B）	人	14	14	18	7	7
B－A	人	▲1	▲1	3	▲8	▲8

（各年度4月1日時点）

【検証・評価】

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在籍する児童のうち、一定の所得以下の世帯及び多子世帯に対して負担軽減となるよう、保護者が支払うべき給食費（副食材料費）に係る実費徴収額に対する補助として、市が補足給付費の支給を行いました。

5. 本市の子育て支援に関する現状・課題と今後の方向性

(1) すべての子育て家庭へのきめ細やかな支援の充実

半数以上の世帯で、日常的な子育てについては父母ともに関わっている現状が、アンケート調査の結果から明らかになりました。女性の社会進出や、男性の育児休業取得の増加が背景にあるものと考えられます。一方で、核家族化の進展により、祖父母や身近な友人・知人へ頼る機会が減少している実情もうかがえます。

そのため、子育てに関する悩みや不安が、どちらかの親に偏ってしまったり、あるいは家庭内で解消されないまま抱え込んでしまったりすることも考えられます。気軽に相談できる人や場所が「いない（ない）」というアンケート調査の回答も、5年前より増加しています。加えて、本市においては、外国籍の方の増加も著しいものとなっています。

子育てで頼れる人がいない人が地域の中で孤立することのないように、保護者とともに育ちを支える良質な成育環境を整備したり、ICTの活用により、子育て支援サービスに係る情報提供を充実させたりするなど、子どもに関わる施設や地域等の多様な関係者等、社会全体で子育てを支える仕組みを構築する必要があります。

また、保護者の抱えるストレスが解消されないまま、その影響が子どもに及んでしまうことも、可能性としては十分にありうることです。すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込まず、安心して子育て・子育てができるよう、それぞれの子育て家庭のニーズに応じた、多様かつきめ細やかな支援が求められています。

(2) 子育て家庭のニーズに応じた教育・保育の充実

平日に利用している教育・保育事業についてのアンケート調査の結果をみると、認可保育園に次いで認定こども園の利用が多くなっています。また、認可保育園と認定こども園の利用希望の差は、5年前に比べて小さくなっていることから、認定こども園に対する認識が広がっていることがうかがえます。

教育・保育事業や地域子育て支援事業については、第2期計画の評価と現在の利用状況を注視しながら、さらには人口の将来推計及び今後の利用意向も踏まえたうえで、適正かつ柔軟に量の見込みを行う必要があります。

（３）子育てと仕事の両立支援の充実

アンケート調査の結果から、就労している母親の増加とともに、パートタイムよりフルタイムを志向する傾向がうかがえます。子育てに係る経済的な負担が、その一側面として考えられます。そのため、子育てと仕事の両立を支援し、子育ち・子育てを支える人材の育成を図るとともに、多様な主体が子育てを支える重層的な環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

さらに、育児休業の取得状況については、母親・父親ともに大きな進展がうかがえることから、引き続き、幅広い職場の理解や協力を促していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 第3期計画の基本理念

基本理念とは、本計画を推進するにあたって念頭におくべき、本市の子育て施策の考え方を示すものです。

本市では平成15年に「たかはま子ども市民憲章」を定めています。これは、子どもと大人、双方の視点から、それぞれを尊重しあうなかで、人間性豊かな、誇りの持てる未来の高浜を創っていこうという方向性を定めたものです。

また、令和5年4月に第7次高浜市総合計画（市のあらゆる分野の最上位計画）を策定し、その計画で示す方向性に沿って各分野の個別計画を策定していきます。

本計画では、この「たかはま子ども市民憲章」と「第7次高浜市総合計画」を踏まえた基本理念を次のように定め、子ども・子育て支援を総合的に推進していくものとします。

いきいき・すくすく・育ちあう

みんなで 子どもと子育てでつながるまち たかはま

2. 第3期計画の基本方向

本計画で定めた基本理念を実現するため、子ども・子育て支援事業とともに、子育てのライフステージ別の施策を展開・推進していきます。

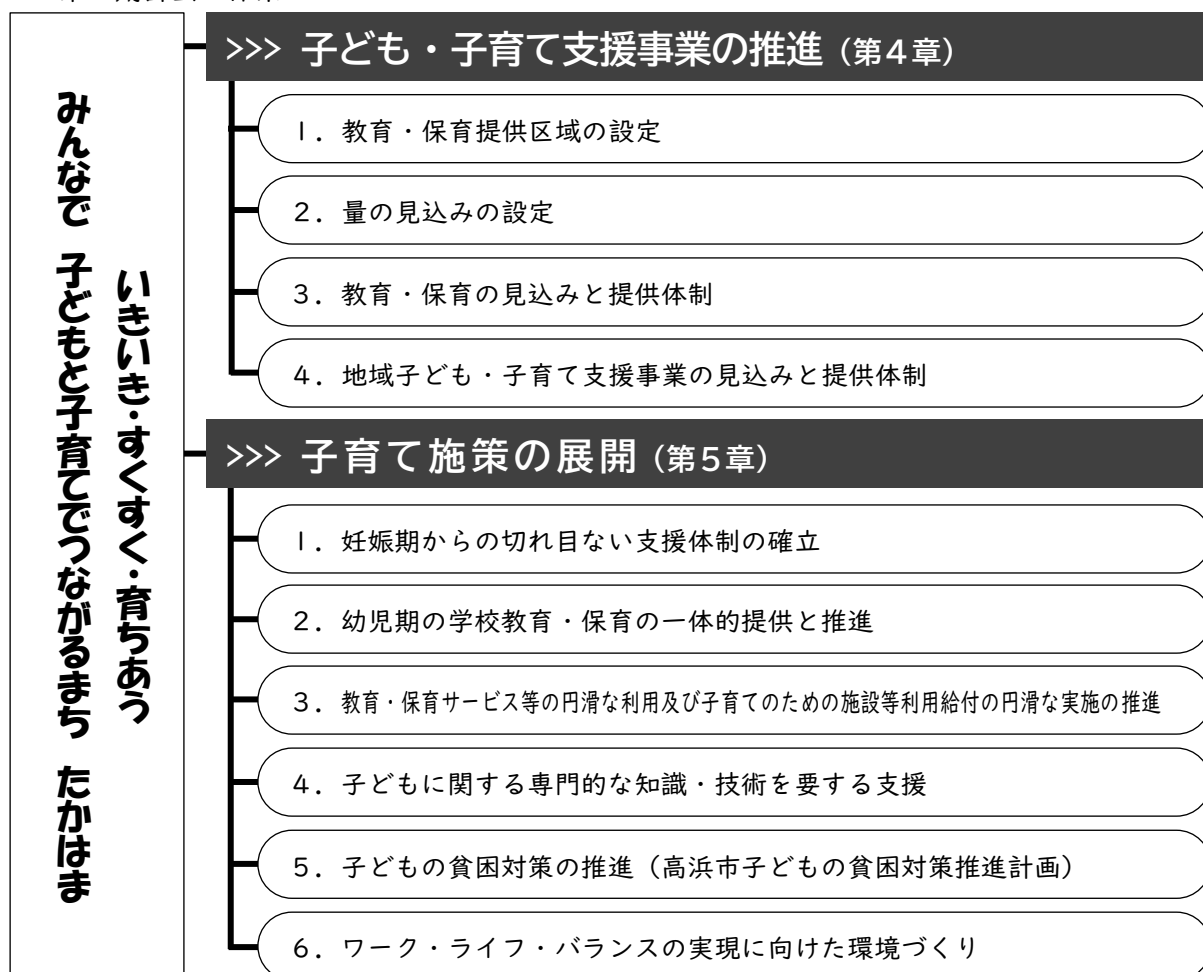
>>> 子ども・子育て支援事業の推進（第4章）

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるまちづくりを進めるため、子ども・子育て支援事業の推進に取り組みます。

>>> 子育て施策の展開（第5章）

妊娠期からの切れ目ない支援体制の確立と、幼児期における教育・保育の一体的提供の推進を図ります。また、教育・保育サービス等が誰にとっても円滑に利用できるよう、多様な支援体制を構築するとともに、子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に取り組みます。さらに、子どもの貧困対策に計画的に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

■第3期計画の体系



第4章 子ども・子育て支援事業の推進

1. 教育・保育提供区域の設定

本市は、東西4.2km、南北5.5km、面積13.11km²の狭い市域となっており、保育施設・教育施設については、ほぼ均等に整備されている状況にあります。

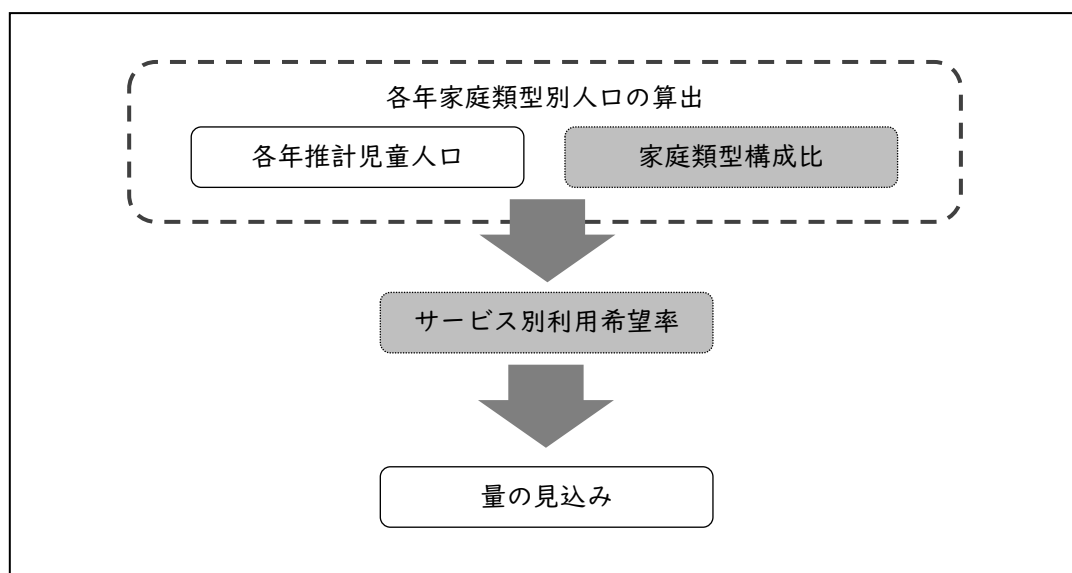
子ども・子育て支援法では、保育・教育事業の提供体制を区域で考えていく定めがありますが、本市においては市全域を1つの区域として設定し、保育・教育事業の拡充を進めます。

2. 量の見込みの設定

本計画は、令和5年度に市内の5歳以下の子どもを持つ保護者を対象に実施したアンケート調査を分析することにより算出した各種保育・教育事業のニーズまたは実情に応じた利用実績を踏まえた利用量の推計を“量の見込み”として定め、各事業の供給体制の確保を図ることを主な目的としています。

“量の見込み”は、以下のような考え方で算出しています。図表内の網掛け部分が、アンケート調査の結果を分析して導き出す項目です。

■量の見込みの基本的な算出手順の概要



３．教育・保育の見込みと提供体制

（１）幼児期の教育・保育

【事業内容】

本市では、日中定期的に子どもを預かる事業として、保育園、幼稚園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育所を設置しています。それぞれの特色は、以下に示すとおりです。保護者が就労状況やニーズに応じて利用する施設を選択します。

内 容	
保育園	就労等、保護者の事情により保育が十分にできない０～５歳児を対象とし、家庭にかわって保育を行う施設
幼稚園	すべての３歳～５歳児を対象とし、教育を行う施設
認定こども園	保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設
地域型保育施設	就労等、保護者の事情により保育が十分にできない０～２歳児を対象とし、家庭にかわって保育を行う施設（家庭的保育、小規模保育所）

【利用状況】

■市内保育園、認定こども園、地域型保育事業（２号認定・３号認定）の利用状況

	(単位)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳	人	44	48	32	34	32
１歳	人	170	172	184	171	175
２歳	人	218	241	215	234	215
３歳	人	265	253	272	231	256
４歳	人	277	287	264	302	245
５歳	人	287	286	293	276	314
計	人	1,261	1,287	1,260	1,248	1,237
保育所	箇所	8	8	8	8	8
認定こども園		3	3	3	3	3
地域型保育施設		6	6	6	6	6
定員数	人	1,322	1,327	1,336	1,336	1,336

(各年度４月１日現在)

■市内幼稚園（１号認定）の利用状況

	(単位)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
３歳	人	190	172	176	133	134
４歳	人	165	176	157	140	111
５歳	人	166	138	157	139	109
計	人	521	486	490	412	354
幼稚園（公立）	箇所	2	2	2	2	2
認定こども園		3	3	3	3	3
幼稚園（私立）		1	1	1	1	1
定員数	人	525	495	495	475	475

（各年度４月１日現在）

■市内幼稚園（２号認定）の利用状況

	(単位)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
３歳	人	10	11	15	12	19
４歳	人	18	20	20	36	24
５歳	人	27	29	35	33	55
計	人	55	60	70	81	98
幼稚園（公立）	箇所	2	2	2	2	2
幼稚園（私立）		1	1	1	1	1
定員数	人	90	120	120	140	140

（各年度４月１日現在）

【量の見込みと提供体制の確保内容】

■１号認定【教育希望】（３～５歳 保育の必要性なし）

（単位：人）

		量の見込み				
		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
（Ａ）量の見込み		378	370	350	345	346
（Ｂ）提供体制	幼稚園	200	200	200	200	200
	認定こども園	150	135	130	125	125
	幼稚園 (子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園)	105	105	105	105	105
（Ｂ）－（Ａ）		77	70	85	85	84

※１号：子どもが満３歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合（子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園：新１号認定を含む）。

■ 2号認定【教育希望】（3～5歳 保育の必要性あり）

（単位：人）

		量の見込み				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（A）量の見込み		82	81	76	75	75
（B）提供体制	幼稚園	100	100	100	100	100
	幼稚園 (子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園)	45	45	45	45	45
（B）－（A）		63	64	69	70	70

※2号：子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、幼稚園で預かり保育を希望する場合。

■ 2号認定【保育希望】（3～5歳 保育の必要性あり）

（単位：人）

		量の見込み				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（A）量の見込み		762	747	707	697	698
量の見込みの内、満3歳以上限定小規模保育は（ ）書き		(-)	(0)	(0)	(0)	(0)
（B）提供体制	保育園	606	606	606	606	606
	認定こども園	235	235	235	235	235
	満3歳以上限定小規模保育	—	0	0	0	0
（B）－（A）		79	94	134	144	143

※2号：子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育園や認定こども園（保育園機能）等を利用する場合。

■ 3号認定（0歳 保育の必要性あり）

（単位：人）

		量の見込み				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（A）量の見込み		41	40	40	39	39
（B）提供体制	保育園	45	45	45	45	45
	認定こども園	18	18	18	18	18
	地域型保育施設	0	0	0	0	0
（B）－（A）		22	23	23	24	24

■ 3号認定（1歳 保育の必要性あり）

（単位：人）

		量の見込み				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（A）量の見込み		180	185	182	181	179
（B）提供体制	保育園	102	102	102	102	102
	認定こども園	40	40	40	40	40
	地域型保育施設	38	43	40	39	37
（B）－（A）		0	0	0	0	0

■ 3号認定（2歳 保育の必要性あり）

（単位：人）

		量の見込み				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（A）量の見込み		210	206	209	210	210
（B）提供体制	保育園	137	137	137	137	137
	認定こども園	58	58	58	58	58
	地域型保育施設	16	11	14	15	17
（B）－（A）		1	0	0	0	2

【提供体制、確保策の考え方】

令和4年度より待機児童は解消されているものの、育児休業復帰に伴う3号認定（1・2歳児）のニーズは依然として高くなっています。今後も保育ニーズに注視しながら、必要に応じて柔軟に対応します。

一方で、少子化の影響により3歳以上児の利用人数は急激な減少傾向にあります。そのため、3歳以上児（1号認定・2号認定）は定員に空きが生じることが予想されます。

そのようななかで、市内で人口減少傾向が特にみられる高浜小学校区にある民間2園（中央保育園・たかはまこども園）については、令和7年度より3歳以上児（1号認定・2号認定）の利用定員を削減することとし、中央保育園では3歳以上児の定員（2号認定）が31名、たかはまこども園では3歳以上児の定員が25名（2号認定：10名、1号認定：15名）減少となります。

また、令和8年度以降は民間2園（翼幼保育園・たかとりこども園）でも、3歳以上児（1号認定）の利用定員を段階的に削減し、翼幼保育園（1号認定）では定員が20名、たかとりこども園（1号認定）では定員が5名削減となる予定です。

今後も、人口減少による定員の空きにより、民間保育所や民間認定こども園の運営状況が懸念されることに加え、法改正による保育士の配置改善や保護者の利用方法の多様化などの社会動向も踏まえながら、利用定員を適正に調整していくものとします。

（２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【事業内容】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保護者の就労要件などを問わず、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない子ども（０歳６か月～満３歳未満）を保育所などの施設に通わせることができる新たな制度です。令和８年度から全国的にスタートし、本市においても令和８年度から実施の予定です。

なお、本市では、類似事業で保育園の一時預かり事業を実施していますが、その利用希望登録者数と同程度の利用があると見込んでいます。

【提供体制、確保策の考え方】

本市では、令和８年度から、公立吉浜幼稚園の空き教室を使用して実施する予定で、令和７年度中に準備をします。

【量の見込みと提供体制の確保内容】

■計画期間内の量の見込みと目標事業量

（単位：人/日）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
乳児等通園支援事業	量の見込み（延べ人数）	—	８	８	８	８
	目標事業量（延べ人数）	—	１０	１０	１０	１０

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び該当教育・保育等の推進に関する体制の確保】

市内の私立幼稚園における満３歳児クラスの活用、地域子育て支援拠点での育児相談や子育て、就園等に関する情報提供を行い、教育・保育施設の利用に向けて円滑に移行できるようにします。

また、就園前に園生活と同様の経験ができるよう、遊びや季節の行事を取り入れた活動をしたり排泄や手洗いなど生活の自立につながる経験をしたりできる「就園前教室」を複数実施しています。教室の運営を保育者が行うことで保育の質の担保し、乳児等通園支援事業で得た経験が引き継がれるようにしていきます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業内容】

本市では、保護者の就労状況にあわせて、保育標準時間（11 時間）を延長して子どもを預かる延長保育事業を行っています。令和 6 年度現在、実施している園が 10 園あります。

【利用状況】

■時間外保育事業（18 時以降）の利用状況

	(単位)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
時間外保育事業	人／日	93	115	127	101	102
実施保育園	箇所数	10	10	10	10	10

(令和 6 年度実績は見込み値)

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
時間外保育事業	人／日	111	110	107	105	105

【提供体制、確保策の考え方】

令和 6 年度時点で開園している保育園 10 園（認定こども園保育園機能分含む。）のうち、午後 7 時まで開園している園は 10 園であり、計画期間内の量の見込みの数値を確保する方策となっています。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
時間外保育事業	人／日	111	110	107	105	105
実施保育園	箇所数	10	10	10	10	10

（２）放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

【事業内容】

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、昼間保護者のいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施しているものです。

児童クラブは市全域で需要への対応をする保育園とは異なり、児童自身が移動して利用することから各小学校区における需要への対応となります。

【利用状況】

■放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用状況

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
放課後児童健全育成事業	登録人数	306	315	334	356	344
	待機児童人数	0	0	0	0	0
	クラブ数	7	7	7	7	7

（各年度５月１日現在）

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み（単純推計）

	（単位）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
放課後児童健全育成事業	人／日	470	442	437	417	405
	（上段：低学年・下段：高学年）	85	77	73	70	60

本市においては高学年の申し込みは少なく、また、高学年になると子ども自身が望む居場所を求める気持ちが強くなってきます。児童クラブは高学年までが対象ですが、単に預かるのではなく、子どもの成長には自主性、社会性の醸成が肝心であり、その推進を図る仕組みが重要です。よって児童クラブだけでなく、子どもの成長に合わせて子ども自身が自由に利用できる「居場所」の確保が必要となります。

以上のことから計画期間内の量の見込み（単純推計）を「放課後児童健全育成事業」と「放課後居場所事業等」^{（注）}に区分し、それぞれの事業に各学年の利用実績に応じて割り振ります。

（注）本市では、放課後居場所事業等として放課後居場所事業である「〇〇っこひろば※^１」

及び放課後居場所事業が実施できない場合に児童センターや近隣の公共施設を活用した「センターキッズ※^２」を実施し、子どもの成長や保護者の就労状況に応じて子どもの居場所を選択できる仕組みを確保しています。

※１…放課後に、小学生が主体的にまた安心して遊べる場所として、小学校の運動場を中心に地域の大人が見守る居場所を提供する事業。

※２…雨天時や長期休業中、保護者が就労等で自宅にいない家庭の子どもを対象に、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）として、児童センター等を提供する事業。

利用実績については、放課後児童健全育成事業は利用児童の93%が低学年、7%が高学年となっており、放課後居場所事業等については70%が低学年、30%が高学年となっています。

これらの利用実績を考慮して、次のとおり見込みます。

■計画期間内の量の見込み（放課後居場所事業等の見込み勘案後）

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年	人／日	319	316	318	314	317
	(上段：放課後児童健全育成事業・ 下段：放課後居場所事業等)	151	126	119	103	88
高学年	人／日	21	24	22	26	23
	(上段：放課後児童健全育成事業・ 下段：放課後居場所事業等)	64	53	51	44	37

【提供体制、確保策の考え方】

小学校6年生、中学校3年生を対象に行ったアンケート調査では、小学生以上の子どもが、友達づくりや生活の中での楽しみを見つける場などを利用したいなどの居場所づくりに関する施策を望む声が上がっています。

現在、各小学校運動場等で実施している放課後居場所事業等は、まさしくこのような意見に沿った居場所として利用されています。

年間を通じた居場所を確保することで、預かりと自由な居場所の選択ができる環境を構築していますが、子どもたちの居場所をさらに充実していくために、子どもにとって安心して利用しやすい環境づくりを進めていきます。

具体的には次のとおりです。

○令和6年度に高取北児童クラブの施設改修工事を行い、学校敷地内での児童の居場所の充実及び確保につながりました。

○今後は、吉浜、翼小学校区での居場所の確保のニーズが高まることが見込まれるため、令和7年度より翼児童クラブの受け入れを拡充します。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童健全育成事業	人／日	340	340	340	340	340
	クラブ数	7	7	7	7	7
放課後居場所事業等	人／日	215	179	170	147	125

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。本市では、本事業は実施していません。

【利用状況】

■子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用状況

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子育て短期支援事業	回／年	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	（単位）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
子育て短期支援事業	回／年	０	０	０	０	０

【提供体制、確保策の考え方】

量の見込みにおいても０回／年のため、計画期間内では実施しません。

今後の必要に応じて、市外の児童養護施設等の利用を検討していきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	（単位）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
子育て短期支援事業	回／年	０	０	０	０	０
	箇所数	０	０	０	０	０

（４）地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するものです。本市では「子育て支援センター」と「いちごプラザ」があり、市内５か所で実施しています。

【利用状況】

■地域子育て支援拠点事業の利用状況

	(単位)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
地域子育て支援拠点事業	人／月	1,078	1,253	1,372	1,497	1,565
	箇所数	5	5	5	5	5

(令和６年度実績は見込み値)

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
地域子育て支援拠点事業	人／月	1,916	1,916	1,918	1,899	1,880

【提供体制、確保策の考え方】

現在実施している地域子育て支援拠点事業において、計画期間内の量の見込みへの対応が可能であることから、引き続き現行の体制で事業を実施していきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
地域子育て支援拠点事業	人／月	1,916	1,916	1,918	1,899	1,880
	箇所数	5	5	5	5	5

（５）一時預かり

【事業内容】

幼稚園の一時預かりは“預かり保育”と呼ばれ、通常教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育園の一時預かりは、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的理由により、一時的に子どもの保育が必要となった際に子どもを預かる事業です。

【利用状況】

■一時預かりの利用状況

	(単位)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園の預かり保育	回／年	8,763	9,139	10,303	11,759	11,000
	箇所数	6	6	6	6	6
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時預かり)	回／年	1,186	1,163	1,541	1,248	1,224
	箇所数	2	2	2	2	2

(令和６年度実績は見込み値)

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
幼稚園の預かり保育	回／年	11,542	12,167	12,334	12,898	13,690
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時預かり)	回／年	1,185	1,173	1,142	1,125	1,120

【提供体制、確保策の考え方】

現在実施している預かり保育の制度において、計画期間内の量の見込みへの対応ができることから、引き続き現状の実施箇所数を維持していきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
幼稚園の預かり保育	回／年	11,542	12,167	12,334	12,898	13,690
	箇所数	6	6	6	6	6
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時預かり)	回／年	1,185	1,173	1,142	1,125	1,120
	箇所数	2	2	2	2	2

（６）病児・病後児保育

【事業内容】

病児保育は、保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合に、医療機関との連携が整った場所で子どもを預かる事業です。本市では、本事業は実施していません。

病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。本市では、いきいき広場で実施しています。

【利用状況】

■病児・病後児保育の利用状況

	(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病 児 保 育	回／年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0
病 後 児 保 育	回／年	0	0	1	4	0
	箇所数	1	1	1	1	1

(令和6年度実績は見込み値)

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児・病後児保育	回／年	4	4	4	4	4

【提供体制、確保策の考え方】

病後児保育は実績として利用者数は少ないですが、病気回復期の保育困難時の受け皿として今後も引き続き実施していきます。病児保育は病気の児童への対応ということで医療機関との連携が必須であり、その環境整備へのハードルは高いものです。当面は市外の利用可能施設への案内もしながら、本市内における実施方法について検討を進めていきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病 児 保 育	回／年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0
病 後 児 保 育	回／年	4	4	4	4	4
	箇所数	1	1	1	1	1

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

子育て援助活動支援事業は、ファミリー・サポート・センターとも呼ばれ、乳幼児や小学生等の子どもをもつ保護者を会員として、子どもの預かり等を希望する依頼会員と、援助・支援をする協力会員が、それぞれで相互援助活動を行う事業です。

【利用状況】

■高浜市社会福祉協議会ふれあいサービス（子育て支援サービス）の利用状況

	（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
子育て支援サービス	回／週	0.25	0.25	0.36	0.40	0.58

（令和６年度実績は見込み値）

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	（単位）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
ファミリー・サポート・センター	回／週	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58

【提供体制、確保策の考え方】

本市においては、ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、類似事業として社会福祉法人高浜市社会福祉協議会が実施するふれあいサービスがあります。これは、ファミリー・サポート・センター事業と同様、サービスを希望する利用会員とサービスを提供する協力会員による相互扶助の活動で、ベビーシッターや子どもの送迎を行っています。

しかし、扶助する協力会員の確保が課題となっています。市内の子育て支援施設やSNS、ホームページ等を通じた広報活動を行い、子育て支援の事業として周知するとともに、体制強化に努めていきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	（単位）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
ファミリー・サポート・センター	回／週	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58
	箇所数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)

（８）利用者支援事業

【事業内容】

子どもや保護者、妊娠中の方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、身近な場所で情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業です。

【利用状況】

■利用者支援事業の施設設置状況

	(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援(特定型)	箇所数	1	1	1	1	0
利用者支援(基本型)	箇所数	0	0	0	0	1

※各事業については、44 ページを参照。

	(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援(母子保健型)	箇所数	1	1	1	1	0
利用者支援(こども家庭センター型)	箇所数	0	0	0	0	1

※各事業については、44 ページを参照。

	(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て相談機関※	箇所数	0	0	0	0	0

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援(基本型)	箇所数	1	1	1	1	1

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援(こども家庭センター型)	箇所数	1	1	1	1	1

	(単位)	令和7年度	令和8年度※	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て相談機関	箇所数	1	2	2	2	2

※妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関。保育の提供区域が市内全域で1つのため、区域設定をせずに中学校区に1つの設置が推奨される。

【提供体制、確保策の考え方】

本市においては、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするためだけでなく、当事者の寄り添い型の支援を実施するため、令和6年度よりこども育成グループ窓口において利用者支援（基本型）を実施しています。また、妊産婦及び乳幼児の健康に関する包括的な支援及び、すべての子どもと家庭に対する個々に応じた切れ目ない支援を実施するため、健康推進グループにおいて、利用者支援（こども家庭センター型）を実施しており、内部連携や関係機関との連絡調整をしています。

さらに、児童・生徒の意識や行動に関するアンケート調査では、「（家や学校以外で）何でも相談できる場所」の利用を希望する意見が一定数あることを踏まえ、中学校区に1か所を目安に地域子育て相談機関を設ける予定です。令和7年度から、いきいき広場こども育成グループ（高浜中学校区）に設置し、令和8年度より、南中学校区の既存施設を利用し、相談機関の整備を予定しています。

情報提供においては、平成22年度より子育て支援ネットワークという子育て情報を一元化したポータルサイトを配信し、令和2年8月より母子手帳アプリ「ぴよポケット」の登録利用と情報配信を開始し、令和4年11月に公認LINEとオープンチャットをスタートしています。子育て中の保護者にとって知りたい情報が提供できるよう、ニーズを的確に捉えた情報発信に努めます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援（基本型）	箇所数	1	1	1	1	1

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援（こども家庭センター型）	箇所数	1	1	1	1	1

	(単位)	令和7年度	令和8年度※	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て相談機関	箇所数	1	2	2	2	2

※相談機関のうち、1か所は利用者支援事業（基本型）。

（９）妊産婦等包括相談支援事業【新規】

【事業内容】

妊娠期からの切れ目ない支援として、妊産婦とその配偶者及び産婦への面談や家庭訪問等と妊婦等への支援給付を組み合わせ実施し、妊婦及び産婦等の身体・精神的ケア及び経済的支援を実施する事業です。

【利用状況】

■妊娠届出時面談等と出産後（乳児全戸訪問時）面談の状況

	(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出時面談	回	—	—	—	487	381
妊娠8か月時アンケート* ¹	回	—	—	—	383	368
出産後面談	回	—	—	—	390	342

*¹ 状況確認と面談希望調査の実施（令和6年度実績は見込み値）

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出時面談	回	410	407	403	399	394
妊娠8か月時アンケート* ¹	回	396	393	390	385	380
出産後面談	回	368	365	362	358	354

【提供体制、確保策の考え方】

こども家庭センターにおいて、すべての妊婦及び産婦等への身体・精神的ケア及び経済的支援を実施し、その後も子育て世帯、子どもへの相談支援体制を整え、妊娠期からの切れ目ない支援に取り組めます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出時面談	回	410	407	403	399	394
妊娠8か月時アンケート* ¹	回	396	393	390	385	380
出産後面談	回	368	365	362	358	354

（10）妊産婦に対する健康診査

【事業内容】

妊婦及び産婦が、医療機関等で健康診断を受診することを奨励する事業です。妊娠中に最大14回の妊婦健診と子宮頸がん検診及び歯科健診、出産後（8週以内）に最大2回の産婦健診の助成を行っています。令和5年度からは多胎児を妊娠している妊婦を対象に、最大19回の妊婦健診の助成を行い、母体と胎児の健康の保持・増進に努めています。

【利用状況】

■妊産婦に対する健康診査の利用状況

	（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦に対する健康診査	人	5,229	5,540	5,022	5,201	5,881
産婦に対する健康診査	人	725	704	678	639	660

（令和6年度実績は見込み値）

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	（単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦に対する健康診査	人	4,934	4,894	4,847	4,793	4,766
産婦に対する健康診査	人	645	640	634	627	623

【提供体制、確保策の考え方】

妊婦及び産婦の健康の保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、引き続き妊婦・産婦に対して受診勧奨、費用助成を行っていきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	（単位）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦に対する健康診査	人	4,934	4,894	4,847	4,793	4,766
産婦に対する健康診査	人	645	640	634	627	623

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月未満のあかちゃんのいるすべての家庭を対象に、保健師等が訪問し、あかちゃんの計測や育児相談、保健指導、受診勧奨を行っています。

【利用状況】

■乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

	(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児家庭全戸訪問事業	人	391	404	373	346	342

(令和6年度実績は見込み値)

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児家庭全戸訪問事業	件	368	365	362	358	354

(訪問件数)

【提供体制、確保策の考え方】

引き続き、すべての家庭に対して訪問を実施するよう努めていきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児家庭全戸訪問事業	件	368	365	362	358	354

(訪問件数)

(12) 養育支援訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言を行う事業です。

【利用状況】

■養育支援訪問事業の利用状況

	(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問事業	人	215	360	238	317	324
訪問件数	件	70	97	66	83	79

(令和6年度実績は見込み値)

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	件	85	84	83	82	81

(訪問件数)

【提供体制、確保策の考え方】

引き続き、支援が必要なすべての家庭に対して、きめ細かな対応を実施していきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	件	85	84	83	82	81

(訪問件数)

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費（副食材料費）の取り扱いが変更され、新制度に移行していない幼稚園等の在園児の低所得世帯に対して負担軽減となるよう、保護者が支払うべき給食費（副食材料費）に係る実費徴収額に対する補助として、市が補足給付費の支給を行う事業です。

【利用状況】

■実費徴収に係る補足給付を行う事業の利用状況

	(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実費徴収に係る補足給付事業	人	14	14	18	7	7

(各年度4月1日時点)

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実費徴収に係る補足給付事業	人	7	7	7	7	7

【提供体制、確保策の考え方】

国の示す基準に従い、新制度に移行していない幼稚園等の在園児の低所得世帯に対して負担軽減となるよう、保護者が支払うべき給食費（副食材料費）に係る実費徴収額に対する補助として、市が補足給付費の支給を実施していきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実費徴収に係る補足給付事業	人	7	7	7	7	7

(14) 産後ケア事業

【事業内容】

出産後の母子に対し、助産師や看護師等による授乳指導や乳房のケア、育児指導、傾聴等を行うことで母体の心身の回復を促進し、母親自身のセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促す事業です。

また、産後ケア事業の利用後は、マイ保健師が継続して相談支援を行っています。

【利用状況】

■産後ケア事業の利用状況

	(単位)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産後ケア事業	延べ件数	3	9	7	11	17
	延べ日数	13	25	16	18	32

(令和6年度実績は見込み値)

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産後ケア事業	延べ件数	17	17	17	17	17
	延べ日数	32	32	32	32	32

【提供体制、確保策の考え方】

産後の体調回復や育児支援として、支援を必要とするすべての方が利用できるよう、実施医療機関の確保と利用勧奨を行っていきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産後ケア事業	延べ件数	17	17	17	17	17
	延べ日数	32	32	32	32	32

（15）子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新規】

【事業内容】

家事や子育てなどに対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て支援等を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て世帯訪問支援事業	日数	50	50	50	50	50

【提供体制、確保策の考え方】

妊産婦のいる世帯や子育て世帯等のうち、養育環境を整える必要がある家庭を対象に、家事や育児支援等を実施する子育て世帯訪問支援事業の整備に努めていきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て世帯訪問支援事業	日数	50	50	50	50	50

(16) 児童育成支援拠点事業【新規】

【事業内容】

学校や家庭以外で児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族をとりまく多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習の場、進路等の相談などを行うとともに、関係機関と連携し、児童育成環境を整える事業です。

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童育成支援拠点事業	人	56	54	54	52	51

※類似事業である「ステップ」を参考として推計。

【提供体制、確保策の考え方】

本市において、児童育成支援拠点事業は実施していませんが、類似事業として「ステップ」「ほっとスペース」等があります。「ステップ」では学習支援や食事の提供を行っており、「ほっとスペース」は進路等の相談が可能です。状況に応じた子どもの居場所の提供を検討していきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童育成支援拠点事業	人	56	54	54	52	51
	箇所数※	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)

※ステップ参考。

(17) 親子関係形成支援事業【新規】

【事業内容】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワークなどを内容としたペアレントトレーニングを実施し、健全な親子関係の形成支援を行う事業です。

【量の見込み】

■計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
親子関係形成支援事業	人	8	8	8	8	8

【提供体制、確保策の考え方】

子どもとの関わり方を学ぶ場としてペアレントトレーニングを実施し、親子間の適切な関係の形成支援に努めていきます。

【提供体制の確保内容】

■計画期間内の目標事業量

	(単位)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
親子関係形成支援事業	人	6	6	8	8	8

第5章 子育て施策の展開

1. 妊娠期からの切れ目ない支援体制の確立

施策の方向性 >>> 母子健康手帳の交付時から、身近な専門職である「マイ保健師（地区担当保健師）」が妊娠出産や子育てに関する相談や乳幼児健診等を実施し、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。

また、総合相談窓口として令和6年4月に開設した「こども家庭センター」による妊産婦や子育て世帯、子どもへの相談支援体制の強化を図り、切れ目ない支援体制の確立に取り組みます。

<< 現状と課題 >> 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、地域で妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきています。このため、妊娠・出産や子育てへの喜びや不安が増す時期から妊産婦や子育て世帯を身近な場所で支える仕組みが必要になってきています。また、子育てに困難を抱える世帯や子どもが抱える悩みへのサポートが求められています。

取 組	内 容	主な担当グループ
こども家庭センター	妊娠出産から「子育て」と「子どもの育ち」を継続して支える相談支援を進めます。 小学校区毎に「マイ保健師」を決め、保健師が妊産婦や子育て世帯と子どもの相談支援を行い、発達や子育てに関する専門職（臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士）や家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、こども子育て相談員、子ども健全育成支援員とともに継続した切れ目ない支援を行います。	健康推進 グループ
出産・子育て応援ギフト※	妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる伴走型の相談支援とともに、計10万円の経済的支援を一体的に行います。	健康推進 グループ

※令和7年度から「妊婦のための支援給付」に名称変更予定。

取 組	内 容	主な担当グループ
母子手帳アプリ 「ぴよポケット」	多国籍言語に対応し、子どもの予防接種のスケジュール管理や新しい子育て情報を受け取ることができるため、紙面の母子健康手帳を補完する形での利用勧奨を行っています。 また、母子保健事業のweb予約やオンライン面談も実施しています。	健康推進 グループ

2. 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進

施策の方向性 >>> 幼保一元化のもとで策定した「高浜市幼稚園・保育園カリキュラム」を活用した園運営を推進すべく、公立幼稚園や保育園、私立保育園や認定こども園における共通理解を醸成することにより、幼児期における教育・保育の質の向上を図ります。

さらに、職員研修の積極的な実施とともに、高浜市教育基本構想で示されるように幼・保・小・中の12年間の学び・育ちを切れ目なくつなぐための取り組みを充実させることにより、総合的な質の向上を図ります。

<< 現状と課題 >> 令和6年4月1日現在で3歳以上児の保育所（認定こども園含む）

利用率は92%（定員882名に対し、利用児童数815名）であり、第2期策定時（平成31年4月1日）の96%に比べ減少傾向にあることに加え、今後の人口推計を踏まえると、3歳以上児で待機児童が生じる懸念はないものと考えられます。また、3歳未満児に関しても令和4年度以降待機児童が解消されている現状を踏まえると、保育ニーズに対する量的課題については一定の解決をみたことから、今後はより質的なサービス向上を図ることが重要です。そのため、引き続きニーズの的確な把握とともに、さらなる質の向上を進めていく必要があります。

加えて、5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、架け橋期の教育・保育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要です。そのため、すべての子どもが質の高い学びへと接続できるよう質を保証していく必要があります。

取 組	内 容	主な担当グループ
幼児期の教育・保育の 質の向上	すべての子どものウェルビーイング※1を高める観点から、指導計画の作成、実施、評価、改善等を行い、学びや生活の基盤を育むための支援に努めます。 子どもを一人の人間として尊重し、情緒の安定を図りつつ、幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、丁寧な援助をします。 幼児期の遊びを通した学び※2の意義や効果について日々教育・保育を実施しながら、振り返り、最適な教育・保育に努めます。	こども育成 グループ

取 組	内 容	主な担当グループ
幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園の教育・保育の共通化	「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育保育要領」のみならず、幼保一元化のもとで策定した「高浜市幼稚園・保育園カリキュラム」を公立幼稚園や保育園、私立保育園や幼保連携型認定こども園において活用できるよう、より一層の共通理解の醸成に努めます。	こども育成グループ
研修等の実施・参加促進	市や県が実施する研修に、市内幼稚園、保育園、認定こども園、公立私立を問わず職員が参加できるよう、情報提供・企画し、充実した研修機会を創出します。加えて、任意研修を実施するなど、学びを深めていきます。	こども育成グループ
I C Tの活用による教育・保育理解の促進	I C Tを活用して、日々の教育・保育の様子や、遊びや生活を通した子どもの学びを「見える化」し、幼児期の教育・保育の特性や方針等について保護者や地域住民、小学校等の職員の理解を促進していきます。	こども育成グループ
切れ目ない育ち・学びの推進	幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が意識的に協働し、子どもの発達段階を見通した「架け橋期」の教育を充実するよう努めます。 例えば、授業参観や情報交換会、運動会・音楽会の見学といった交流会の実施などにより、園児が小学校に行く機会をつくります。また、保育者と小学校教諭の協議の場を設置するなど、各学校園の連携に努めます。	こども育成グループ

※1…身体的・精神的・社会的によい状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

※2…幼児期は、子どもが遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的にさまざまな対象と直接かわりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考をめぐらし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達とさまざまなことを学んでいく時期。

3. 教育・保育サービス等の円滑な利用及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の推進

施策の方向性 >>> 教育・保育サービスが円滑に利用できるよう、柔軟な情報提供・情報発信とともに、手続きの電子化に取り組みます。また、増加する外国籍の方に対する適切な支援を行います。

また、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用者を対象に、利用料の無償化を行います。

<< 現状と課題 >>

アンケート調査の結果から明らかになった、子育てに関する悩みを気軽に相談できる場所がないという保護者の増加や、外国籍の方の人口増加を踏まえ、保護者が孤立とともに負担を抱え込まないように、子育て支援サービスに係る情報を多様な手段でより簡便にやり取りできる仕組みや、より柔軟な施設の利用方法が求められています。また、子育て支援施設等の指導を実施し、施設等利用給付事務の円滑化により、さまざまな子育て世帯の負担軽減を図ることが求められています。

取 組	内 容	主な担当グループ
子育て支援サービスに係る 情報提供の充実	広報やホームページ、窓口、SNS等さまざまな機会を活用し、子育て支援サービスに係る情報提供と周知を徹底していきます。 また、子育て支援ネットワークのポータルサイトの随時更新や、市公認LINEやオープンチャット等により、多様かつ積極的な情報発信を行います。	こども育成 グループ
利用者支援事業	子育て家庭のニーズを個別に把握するとともに、適切な施設・事業等が円滑に利用できるように支援を行います。 また、外国籍の方が施設を利用しやすくなるよう、通訳手配等の環境整備に努めます。	こども育成 グループ 健康推進 グループ
入園手続き・連絡等の 電子化	保育園等※・公立幼稚園にあたっては、オンラインによる入園申し込みを引き続き行います。 また、オンライン手続き方法や各公立園等の紹介を動画配信することで、自宅にいながら入園手続きや、園の特徴の把握ができる仕組みを充実させていきます。	こども育成 グループ

取 組	内 容	主な担当グループ
保育園等※ 利用条件の見直し	下の子の出生により、就労要件を満たさない（育児休業等）ために、退園を余儀なくされる在園児の保育環境の維持のため、在園できる年齢を引き下げるなど、状況に応じた柔軟な対応により保育園等が利用しやすくなる制度設計に努めます。	こども育成 グループ
I C Tの活用による 利便性の向上	保護者のスマートフォンアプリによって登園・降園の手続きや、保護者からの連絡、園や市からのお知らせの確認ができる I C T 保育システムの活用をより充実させていきます。	こども育成 グループ
外国籍の方への支援	多文化共生コミュニティセンターにおいて、外国籍の保護者が書類作成できるように支援を行います。 また、利用者支援事業（こども育成グループ窓口）にて外国語通訳の手配を行い、外国籍の方のサービス等の円滑な利用の促進に努めます。 加えて、外国籍の方が求めるサービスの情報については、広報たかはまに掲載された内容を多言語に翻訳して動画を作成し、各種媒体にて配信します。	総合政策 グループ こども育成 グループ
子ども・子育て支援施設等 確認指導の整備	子ども・子育て支援法第 30 条の 3 において準用する法第 14 条第 1 項に基づき、特定子ども・子育て支援施設等における確認指導を実施し、給付事務が適正かつ円滑に行われるよう努めます。 また、施設の確認、公示、指導監査等については都道府県と情報共有、連携し円滑な施設等利用給付の実施に努めていきます。	こども育成 グループ

※保育園等：認定こども園（保）・地域型保育所（家庭的保育所・小規模保育所）を含む。

4. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援

施策の方向性 >>> 子どもの養育環境を充実させるために、家庭的保育等や子どもに関わる地域の人材の質の維持・向上を図ります。そのほかにも特別な配慮を必要とする子どもへの切れ目ないサポートや、児童虐待への早期発見・早期対応を進めるなど、専門的な知識・技術を要する支援を展開していきます。

<< 現状と課題 >> 家庭的保育や小規模保育所の運営は保育士資格者のみならず、子育て支援員が従事することから、専門的な知識や技術について学び続ける機会を設ける必要があります。

また、こども基本法第3条2の基本理念に基づき、子どもの健やかな成長に対する支援等を行うために、関係機関との連携強化を図るとともに、支援等の充実を図る必要があります。

取 組	内 容	主な担当グループ
家庭的保育等の質の維持・向上	家庭的保育の従事者等に対して、引き続き毎年度研修を実施します。また、家庭的保育等の地域型保育の指導・監査を定期的実施することで、保育の質の維持・向上を図ります。	こども育成グループ
専門的な知識・技術を高める支援	子どもに関わる機会がある地域住民や、子育てに興味のある方に向けて、子どもの特性や適切な対応等の専門的な知識や技術を高めるための研修の機会を設けます。	こども育成グループ
特別な配慮を必要とする子どもやその家庭への支援の充実	一人ひとりに応じた指導を重視する幼児期の教育・保育のよさを生かしながら子どもの実態に応じた適切な支援等を今後も継続的に実施します。 市内の各幼稚園・保育園・認定こども園や小中学校、みどり学園、こども家庭センター等の関係機関の連携を密にします。支援が必要とみられる場合にあっては、専門的な見地からのアドバイスを受け、保護者や関係者とともに支援等の方法を共有し理解するよう努めます。	こども育成グループ

取 組	内 容	主な担当グループ
児童虐待の早期発見・ 早期対応	関係機関との情報共有を密に行いながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。 また、家庭児童相談員による学校や園への直接訪問の機会を拡充し、気になる子どもの情報をいち早く把握することで児童虐待を未然に防ぎます。	福祉まると 相談グループ

5. 子どもの貧困対策の推進（高浜市子どもの貧困対策推進計画）

施策の方向性 >>> 子どもの現在と将来が、その生まれ育った環境に左右されことなく、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、そして教育の機会均等が図れるよう、一人ひとりの子どもが夢や希望を持つことができるよう、分野横断的な取り組みを推進します。

施策の対象者 >>> 現在、困難を抱える子ども及び、将来困難を抱える可能性がある子どもを貧困対策の対象としつつ、その子どもの保護者も対象に含めます。加えて、対象となる子どもは「切れ目のない支援」や「貧困の連鎖防止」の観点から、生まれる前の妊娠期から、社会的自立へ移行する年齢層として、おおむね 20 歳代前半までの年齢とします。

<< 現状と課題 >> 子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されず、子ども一人ひとりが自分の将来に希望が持てる社会づくりが要請されています。その実現のためには、貧困の状況にある子どもが健やかに育まれる環境整備とともに、教育の機会均等などを図ることが重要です。

本市では、平成 27 年から学習等支援事業「ステップ」をいきいき広場にて実施し、家庭や子どもの状況に応じた支援を展開しています。小中学校ならびに教育委員会と連携し、支援が必要な家庭や子どもに情報を届ける必要があります。

取 組	内 容	主な担当グループ
生活困窮家庭への支援	関係機関との連携により、生活困窮家庭の情報共有を密に行い、早期発見・早期対応に努めています。また、児童と保護者の両者と接する機会が多い施設では家庭状況の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関と情報共有を図ります。	地域福祉グループ
学習等支援事業の推進	小学校 4 年生からおおむね 20 歳までを対象にした学習等支援を展開しています。小中高生間や卒業後の切れ目ない支援を行うとともに、貧困の連鎖が防止され、社会的に自立した生活が送れる子どもになれるよう支援を行います。	地域福祉グループ

取 組	内 容	主な担当グループ
まぜこぜの居場所づくり 推進事業	重層的な支援体制づくりの一環として、地域の中に、子どもが一人でも歩いて気軽に参加できる居場所、例えばこども食堂や健康自生地等の既存の居場所を多世代型に転換するなど、地域共生型の居場所を検討します。また、属性を問わない、誰もが気軽に利用できる居場所づくりを地域との協働によって進めます。	共生推進 グループ

6. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

施策の方向性 >>> 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの実現をめざして、育児休業や労働法規等の制度周知を促進するとともに、パパママ教室などの実施により父親の育児参加を促し、夫婦が共同で子育ての喜びを感じることができるよう支援していきます。

<< 現状と課題 >> 女性の就労の増加や就労希望の増加に伴い、子育てと仕事の両立を図るワーク・ライフ・バランスの実現が社会的な課題となっています。

また、男女がともに家庭の責任を果たしながら働きつつ、自分らしく生きることができるよう環境となるような啓発や支援が求められています。

取 組	内 容	主な担当グループ
パパママ教室	子育て支援センターとの協働により、父親の育児参加を支援しています。	健康推進グループ
パパさろん	4か月児健診と同時に開催し、あかちゃんの発育発達に関する話に加え、ふれあい遊びの実技を行い、父親の育児参加を支援しています。	健康推進グループ
あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）による個別おしごと相談の実施の協力	年に1回、出産・育児などで離職し再就職を考えている女性に対して、ママ・ジョブ・あいち専任カウンセラーが行う個別おしごと相談の実施について協力します。	経済環境グループ

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

子ども・子育て支援の推進にあたっては、行政のみならず、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、医療機関、企業等が連携・協力しながら推進していく必要があります。

そのため、本市に関わるすべての人々が互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場でともに協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて、施策や事業を推進していきます。

2. 計画の進捗管理

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を踏まえながら、高浜市子ども・子育て会議において議論を行ってきました。

高浜市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画の制定及び計画の変更に関すること及び施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する場として、子ども・子育て支援法第72条第4項において位置づけられている審議会です。

そのため、計画策定後も計画における実施状況の調査審議について、高浜市子ども・子育て会議で行っていきます。

3. 子ども等の意見の反映

本計画の策定にあたり、令和6年度に小中学生を対象にアンケート調査を実施したところ、「(自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所を利用したことがある(または利用したいと思った)」児童は全体の約45%、「(自分や友人の家以外で) タご飯を無料か安く食べることができる場所を利用したことがある(または利用したいと思った)」児童は全体の約35%、「勉強を無料でみてくれる場所を利用したことがある(または利用したいと思った)」児童は全体の約38%となっています。小学生以上の子どもが、友達づくりや生活の中での楽しみを見つけるための居場所づくりに関する施策において、貴重な意見であると捉えています。

本計画の推進にあたっては、上記意見を尊重しながら、放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、まぜこぜの居場所づくり事業など、児童が安心して過ごすことのできる居場所づくりの充実に努めていきます。

また、本市では、第7次総合計画を推進するためのワークショップ委員として、市内高等学校の生徒に参画してもらっているほか、子ども・若者会議に市内外の若者に参画してもらうなど、子どもの意見の反映に取り組んでおり、継続的に子ども等（子どもまたは子どもを養育する者、その他の関係者）の意見の反映に努めます。

資料編

Ⅰ. 高浜市子ども・子育て会議条例

平成25年10月15日条例第29号

高浜市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、高浜市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て会議を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 学識経験を有する者

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 子ども・子育て会議においては、会長が議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 子ども・子育て会議は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども育成グループにおいて処理する。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第5条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

（高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年高浜町条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年条例第10号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 高浜市子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	所属・役職等
会長	山下 晋	学識経験者(岡崎女子大学 教授 学長補佐兼教学部長)
副会長	福上 道則	子ども子育て支援従事者(認定こども園翼幼保園・たかとりこども園(社福)清心会理事長)
委員	星野 沙織	保護者(幼稚園 PTA 四役会代表)
委員	野々山 利香	保護者(保育園保護者の会連絡協議会会長)
委員	MIASATO YASUMURA LARISSA AKEMY	保護者(児童センター運営委員会委員)
委員	小林 美里	子ども子育て支援従事者(吉浜北部保育園園長)
委員	神谷 幾子	子ども子育て支援従事者(高浜南部幼稚園園長)
委員	杉浦 さと	子ども子育て支援従事者(中央保育園園長(社福)高浜市社会福祉協議会)
委員	田中 将俊	子ども子育て支援従事者(吉浜児童センター館長(社福)知多学園)
委員	杉山 昌子	子ども子育て支援従事者(翼児童センター館長)
委員	神谷 義彦	市長が認める者(民生委員・児童委員及び元保育サービス評価委員会委員長)
委員	神谷 純一	市長が認める者(元高浜市子ども・子育てネットワーク会議会長)
委員	石川 良則	市長が認める者(豊田自動織機労働組合 碧南支部長、レク・厚生部長(労働者代表))
委員	神谷 明美	市長が認める者(カクゴ(株)(企業代表))
委員	鈴木 美奈子	市長が認める者(健康推進グループ主幹兼こども家庭センター長)

3. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和5年12月18日	令和5年度 第1回 高浜市子ども・子育て会議 議題1 次期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査の実施について 議題2 その他
令和6年1月26日 ～2月8日	高浜市子育てに関するアンケート調査（就学前児童用）
令和6年3月27日	令和5年度 第2回 高浜市子ども・子育て会議 議題1 高浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 議題2 ニーズ調査結果について 議題3 その他
令和6年4月25日 ～5月15日	児童・生徒の意識や行動に関するアンケート調査（高浜市内の小学校6年生、中学校3年生）
令和6年6月27日	令和6年度 第1回 高浜市子ども・子育て会議 議題1 第3期高浜市子ども・子育て支援事業計画について （1）骨子案について （2）第3期高浜市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(案) 議題2 保育園・認定こども園の定員変更について 議題3 その他
令和6年9月25日	令和6年度 第2回 高浜市子ども・子育て会議 議題1 第3期高浜市子ども・子育て支援事業計画（素案）について 議題2 その他
令和6年11月25日	令和6年度 第3回 高浜市子ども・子育て会議 議題1 第3期高浜市子ども・子育て支援事業計画（案）について 議題2 パブリックコメント実施について 議題3 その他
令和6年12月20日 ～令和7年1月10日	パブリックコメントの実施
令和7年2月21日	令和6年度 第4回 高浜市子ども・子育て会議 議題1 パブリックコメントの意見募集の結果について 議題2 第3期高浜市子ども・子育て支援事業計画の最終案について 議題3 その他

4. たかはま子ども市民憲章（平成15年11月1日制定）

前文

わたしたちは、国連・児童（子ども）の権利条約の理念をふまえ、人間性豊かで誇りの持てる高浜を創っていきます。そのためには、子どもとおとなが市民として、互いの意思と力を尊重し、理解を深め合うことが大切です。そこでわたしたちは、現在及び未来の高浜のまちを支え合っていくために、ここに「たかはま子ども市民憲章」を定めます。

子どもから

- 1 みんな幸せになる権利がある。だから、自分の心を閉ざさないで。短所も、別の見方をしたら長所かもしれない。自分のことをもっと好きになって楽しもう！
- 2 わたしは世界でただひとり、だから大切。あなたも世界でただひとり、だからやっぱり大切。お互い大切なんだから、いやがることはしないようにしよう。
- 3 学校の勉強だけが学ぶことじゃない。遊びからも友達からもたくさん学ぶことができる。だから遊びと友達を大切に。もちろん勉強も大切！
- 4 けんかはほどほどに。けんかもそんなに悪いことじゃない。けんかから学ぶことだってあるしね。
- 5 怒りたくてもすぐにださない。趣味や夢をみつけて発散しよう！それでもイヤなことがあったら「ムカつく」の一言で終らせなくて、自分の感情をもう少し細かい言葉で表現してもいい。
- 6 ひとりで悩んだりしないで、だれかに助けを求めたっていい。別に恥ずかしいことじゃないからさ。
- 7 なんでも今、自分が「一番」とは限らない。でもそれに近づくようにがんばって上をめざしていこう。自分らしい、自分なりのがんばりで、コツコツ コツコツ少しずつでいいよ。
- 8 何事にも全力投球！でも気楽に行こう。チャンスはいつもそばにある。

おとなから

- 1 自分を大切にし、希望をもって生きる姿勢を示していきたい。
- 2 どの子どももみんな一人ひとり違います。その違いをその人の豊かさとして受けとめます。

- 3 子どもが自分と周りを変える力をつけるために学び、活動していくことを支援します。
- 4 完全さを求めず、子どもが自分を出せるようにゆとりと寛容さをもって接します。
- 5 子どもに愛情を持って接し、干渉しすぎたり、ひとりで背負い込まないで、地域の人びととともに子どもの自治を支え、楽しく子育てを進めます。
- 6 子どもが安心して集い、交流し、ありのままの自分を出せるような居場所を子どもとともに創っていくよう努めます。
- 7 いじめや虐待など権利侵害を受けることなく、子どもが安心して生活できるように、いつでも相談でき、救済・回復できるようなしくみを整えるよう努めます。
- 8 子どもとともに、民族的、国民的、宗教的な偏見を持つことなく、相互の理解、寛容の精神のもとで、地球市民として日本と世界の平和を願い、この世界から戦争や争いがなくなるように努めていきたい。

第3期高浜市子ども・子育て支援事業計画

発 行 日 令和7年3月

編集・発行 高浜市役所 こども未来部 こども育成グループ
〒444-1334 愛知県高浜市春日町五丁目 165 番地
高浜市いきいき広場 内

T E L : 0566-52-1111

F A X : 0566-52-8188
